

第1日目(6月14日)

議長(駒形正博君) おはようございます。ただいまから平成17年6月、南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は44名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、山田環境課長、病気入院のため欠席、代わりに佐藤環境課長補佐が代理出席しております。

(午前9時30分)

議長 ここで関佐市君より発言を求められておりますので、これを許します。

関佐市君 おはようございます。大変な貴重な時間の中でおそれいりますが、ひとこと御礼の言葉を申し上げたいと思います。ちょうど3月議会が終わる寸前から、持病の現象が足にあらわれまして、ちょっときりつめていかないとならなくなりました。入院期間中は、いろいろと激励をいただきまして、もうしばらくはとりあえず生きていることに決めましたので、今後とも足手まといではございますが、よろしく願いを申しあげたいと思います。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号19番・駒形興一君、及び議席番号20番・種村充夫君の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る6月8日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定をいただきました。つきましては、本定例会の会期は本日6月14日から6月23日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日6月14日から6月23日までの10日間と決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。なお、全国市議会議長会の定期総会、及び共済会代議委員会に出席してまいりましたので、併せて報告をいたします。

日程第4、市長所信表明(行政報告を含む)を行います。

市長 (所信表明(行政報告を含む)を行う)

議長 以上で市長所信表明を終わります。

日程第5、監査結果の報告を行います。監査委員の報告を求めます。

監査委員 (報告を行う。)

議長 監査委員の報告に対する質疑を行いません。

岡村雅夫君 この実施団体について、たまたまこの団体を監査という形なのかお伺いします。なぜならば、六日町商工会というふうに名うっていますが、商工会はこの南魚沼市には2つ存在しているわけでありますが、そういった点はこういった配慮をされているのか。

またほかにこういった形で補助金を交付している団体がかなりあるのか。またあるとするならば、今後の監査はやっていく予定であるかどうかお聞きします。

監査委員　ただいまのご質問でございますが、ちょっとはつきりしませんがだいたい援助団体15～16団体ございます。それで年次計画をたてまして順次行っていくことにしておりますが、今年度は六日町地区に12団体ぐらいありますけどもそのうちの10団体をすでに実施いたしました。この報告書は先にやった分でございますけども、実施しております。あと、このあと援助団体につきましては、大和地区は、来年度の方にまわると思います。今年度このあと、各学校関係とかもろもろありますし決算審査もございますので、年次計画をたてて順次進めていく事にしております。以上であります。

議長　ほかに。ほかに特別ありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって監査報告に対する質疑を終わります。

議長　日程第6、報告第3号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原議会運営委員長　それでは議会運営委員会の調査結果を報告いたします。調査事項につきましては、1番の平成17年6月、南魚沼市議会定例会の運営について、それから閉会中の議会運営について、その他というようなことで行いました。

調査の状況ということで、6月8日委員の出席は全員でありました。調査の内容については、執行部の出席を求め6月定例会の会期、及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行ったということであります。

それで1番の会期及び議事日程につきましては、先ほど皆さん方のお手元に配布されているとおりであります。請願・陳情の取り扱いにつきましては、請願3件の付託先を決定したということであります。

それから意見書、決議案の取り扱いにつきましては、6月21日開催予定の議会運営委員会で提出者、賛成者を決定するということが、会派に持ち帰って協議をするということになります。

それから4番目の議会運営上の確認事項ということで、主だったところを報告させていただきます。1番の市長の専決事項につきましては、予算上にも表れない軽微なものについては、報告を省略するということが確認をされました。一般質問の取り扱いについては今までどおりの40分ということですが、できるだけ簡潔にお願いをするということになります。それから監査結果の報告につきましては、他の市議会の実態等の報告がありました。しかし今の段階ではここにあるように、予算あるいは決算議会につきましては、やはり出席をいただくというようなことで、6月議会、今議会は出席をいただいていますし、9月議会につきましては、決算が予定をされていますので出席になると。ということは、結果として新しい議員が選出をされた後のこととして、このことはまた協議をするということと終了し

ております。

それから発議案の調整ということで、農業委員会委員の推薦につきましているいろいろ話が出ましたが、結果的には会派に持ち帰って、もう1回議論をしていただきたいということであります。7月19日に任期満了になります議会から4名の方が出ているわけですけれども、どうするかということは会派に持ち帰って、次の議会運営委員会の中で協議するというようなことになっております。

それから議員派遣につきましては、8月24日に長岡市で開かれる市議会合同研修会に、議員派遣というようなことで派遣をされるということになりました。

それからその他という中では、今皆さんが取り組まれているクールビズということで、議員・職員とも本会議あるいは委員会とも、ノーネクタイということが確認をされております。

あと局長からもろもろの説明があったところでありますが、資料が配付されていると思いますので、ご覧をいただきたいということです。以上です。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に総務文教委員長・牛木茂雄君の報告を求めます。

牛木総務文教委員長 総務文教委員会の所管事務調査の報告を行います。調査事項ですが、1番、市税の収納状況。2番目、土地開発公社所有財産について。3番目、その他といったしまして、1番に学校の安全管理、2番目に国民健康保険税率の算定についてを調査いたしました。

調査の状況ですが、5月11日水曜日、委員の出席が12名で、欠席が2名ございました。議長は出席されております。市長は欠席でございましたけれども、執行部の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。

最初に市税の収納状況でございますが、収納対策室長から資料に基づき説明がございました。その中で、個人市民税については年々減少の方向にある。それから入湯税については、地震の影響が相当ございまして、大きなマイナスになっておると。さらに、現年課税分全体としてみた場合には、調定額が3,600万円ほど少ない。全体としての収納率は、96パーセント程度であろうということでございます。

国保につきましては、税率の引き下げ等もあり、加えて地震の影響で非常に収入額も落ち込んでおりますし、収納率も前年度に比べ低い収納率となっておりますのでございます。

資料につきましては、7ページから10ページでございます。ご覧になっていただければおわかりかと思えます。

質疑の中では、1番大きな問題になっておりましたのは いくつか問題点がありました。質疑の中ではいくつかの問題点がありましたが、1番最初の問題は評価の問題であります。固定資産の評価の問題でございますけれども、一応、売買価格の7割くらいまでは、課税標準としてもよいというようなことがございますが、現状は約7割になっているというようなことでございます。

それから、いわゆる予算の、財政的な状況でございますけれども、税収だけの問題ではないだろうという質問がございまして、我々が財源として、市が財源としてきたものは、財政調整基金で補ってきたわけですが、財調そのものがほとんど枯渇状態になっていると。併せて、秋には塩沢町の合併、しかも塩沢町においても非常に財源不足があるということで、来年度18年度の予算につきましては、10億円程度の財源不足が生じるであろうということでございます。だいたい質疑の内容はほかの部分は省略させていただきますし、ご覧になってもらえばわかりかと思えます。

2番目に土地開発公社の所有財産についてということですが、財政課長から最初に資料に基づき説明がございました。約20億円の土地を抱えているわけですが、市とすればこれはできるだけ早く売却したいという考えがありました。質疑の中では、簿価割れでも売れる所は売りたいというような考えがあります。しかし問題はそのいわゆる損をする時に誰がもつのかということですが、一般会計の中でしか処理ができないというようなことでございます。財源がない状況では、結果的にどうしようもない。現状に至っているのもそのせいであるということでありませう。

資料につきましては11ページから25ページまででございます。ご覧いただきたいと思いますが、まず11ページのところの各、公社で所有しているところの全部評価額がついているわけですが、やはり1番大きな問題になるのは、支払い利息が簿価に上乘せされる。したがって簿価の3分の1ぐらい、場合によっては35パーセントぐらいがその支払い利息であるというようなのが、大きな問題ではなからうかと思うわけでありませう。

次にその他の部分ですが、学校の安全管理ということでございます。学校教育課長から資料に基づき説明がございました。1番目に来校者の確認、それから2番目は校内巡視、3番目に登下校時の安全管理、4番目に不審者の侵入時の危機管理の問題、この4点を挙げて説明をされたわけでございます。質疑の内容については、ご覧のとおりでございます。小学校の安全管理につきましては資料に説明がございませうが、26ページからでございます。ご覧になっていただきたいと思えます。

それからその他の2番目で、国保の国保税の算定についての報告がございました。この中では特に質疑はございませうでした。ただ大きな変わりようがございました。大和町では本会議で決めていたわけですが、南魚沼市としての議会では、今回専決でということで報告があったわけでありませう。質疑はありませうでした。以上雑駁でございますが、報告を行わせていただきました。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行ないませう。

和田英夫君 大変ご苦労さまでした。合併によって新たにその収納対策室を設置して、いわゆる収納率向上、あるいは滞納対策に取り組んできておるわけでありませう。まだ日が浅いということもあると思えますが、この報告の中に、対策室を新たに設置した効果が現れているような現れていないような見方しかできないのかなという気がしませう。委員会としては、特にその辺についての調査をされたのか。あるいは、まあまあ徐々に効果があがるであ

ろうというふうな見方をされているのか。1点だけお願いします。

牛木総務文教委員長 そのことについては特に委員会としては調査はしておりません。ただ、合併して非常に日が浅いわけですので、実際の成果があったともないとも、正直データの上では判断ができなかったというのが実情でございます。したがって委員会としては、そのいわゆる対策室を設置したことに対しましての評価は行いませんでした。

上村一郎君 委員長さんにちょっとお伺いします。土地開発公社の土地が非常に多くあって、これをなるべくなら売って行きたいとこういう今の報告がありました。簿価の35パーセント程度が利息と、これはよくわかるんですけども、簿価割れでも売りたい、売すべきだというような方向付けだったような報告です。どれくらい簿価割れ、例えば利子が35パーセント、35パーセントの利子割ぐらいはしょうがないかなというような委員会の内容でしたでしょうか、そこをちょっとお伺いします。

牛木総務文教委員長 特にその点につきましては、どの程度の簿価割れであれば売ってもいいとか、そういうような判断は委員会としては行いませんでした。むしろ、答弁の中では市側の意見として、そういう簿価割れでも売りたいというような答弁があったわけでありまして、財政課長の説明にもそういうようなものがありました。しかし、委員会とすれば何パーセント簿価割れでも売りたいと、売ってもいいというような考えはありませんでしたが、市側の考え方については、委員会の空気とすれば、認められたようでございます。その方針については、了承されたようでございます。

岡村雅夫君 ただいまの土地開発公社について、まず関連でお話をしてみたいと思います。この資料に配付されている、要するに目的をもった形で公社が取得しているわけでありまして、それらが今の話でいくと売りたいというふうにとらえます。そうしますと例えばひとつ、大崎地区の元中学校跡地。これについては明確に文教施設、要するに小学校の建設にあてる土地という形で、旧デサント用地を取得した経過があるわけでありまして。それを今、簿価割れでも売りたいというふうに議場で答弁されますと、目的を変えたのかなというふうにとられてしまいます。それをもう少しきちんとした答弁をいただきたい。

さらに言わせていただければ、この野世ヶ原公共用地とかあるいは運動公園用地とかいろいろあるわけでありましてけれども、本来目的をもって取得していると思うんですが、それについて、その目的をもう用をなさなくなったという形の結果、売却に踏み切るというような説明であるのか、その辺がどうもあいまいに聞こえます。この用地をいくつか見てみますと、その点をひとつもう少し明解にお話をいただきたいと思います。

もう1点は、国民健康保険のこの。大和町では臨時会を開いて、これを議決をして、徴収事務に入るとというのが大和町の例でありましたが、今回はそうでないと。六日町は以前から議決をしない専決でやっていたということであるようであります。私はそれを今初めてわかったわけですが、今回の予算にあがっている数字から、かなり違った経過、要するに結果で専決されているわけですね。これについて委員会では何かありませんでしたか。

私は予算を3月議会で計上して、ほぼそれに沿った調定額を算出したというのであるなら

ば、専決でもいいかと思うんですが、今回特に私が指摘をしていたわけでありまして、もっと軽減すべきであるということを中心として主張してきたわけでありましてけれども、要するにその時の答弁では、その予算が必要であるという答弁をしていて、今度ここでは減額になってきていると、こういうことでもありますので。総務文教委員会に、旧大和町出身の方もいるわけでありまして、そういう考え方をした人がおりますか。委員会としてはもう執行部の言うがままというような形ですか。お聞きいたします。

牛木総務文教委員長　最初に土地開発公社の件ですが、現実に既に行政側が利用している役場のすぐ近くの駐車場みたいなところもございます。確かにおっしゃっている指摘のは、それぞれ具体的に説明をするためには、全部のものを説明しなければなりません。ただ不用品なものについては売りたいということでございました。確かに、野世ヶ原の問題なんかにつきましては、当時どういう形で取得されたのか。そういう問題については説明がございました。しかしいろいろ時間の関係がございましたので、ひとつひとつについては説明を省略させてもらいました。しかし基本的な市側の考えとすれば、全体的に見た場合には、一部確かに必要な既に行政側が使っている分野もございます。そのことについてはそれを除いてという言葉が確かに説明不足ではございました。基本的には不用品、要するにこういうような土地開発公社のしくみで取得したものについては、非常に時代とともに大きな変化がございまして、そのこういう制度そのものが合わなくなっているというようなものが背景にあったように私は感じられました。

それから国民健康保険税の件ですが、これはもともと総務文教委員会の問題ではございません。したがって報告だけを受け取ったわけでございます。あえて本会議で審議するとかしないとかという問題については、専決の問題につきましては、市長の権限にございます。しかも議運に諮られて行われたことではございましたので、総務文教委員会とすれば、ただ報告を聞いただけでございます。以上です。

岡村雅夫君　前段の土地開発公社の財産を調査したということであれば、この書類でいいんです。ですがその報告の中で売却をということが、売れる土地は売りたいという報告があったと、それについて総務委員会としては了承の雰囲気であるということは、やはり報告としては私は間違っているのではないかなと思います。

現に、大和のことばかり言うてはあれですが、11番の病院のところの用地ですよ、今職員の駐車場にしている部分。これは現に使って、そして目的をもって取得しているものです。そしてそこには、医療施設をつくるという利用をもって買った土地であります。それをそういう報告と同じようにされますと。現に土地を利用してこうという問題と、しない土地という明確な区分をして、これは売りたい、これは利用を今後していくということを明確にさせるのが、私は委員会の仕事ではないかというふうに思います。そしてそれに沿った利用を促進する、あるいは計画をさせるというところが、委員会としての部分ではないかというふうに思いますが、この答弁の内容として、積極的に売っていききたいというようなことについては、私は撤回をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから国民健康保険税の問題については、確かに担当常任委員会ではないということですので、これは社会厚生委員会の方でお話をしてみたいと思います。以上です。

牛木総務文教委員長 岡村議員がどのようなご判断をなされようとも、委員会として市のお考えを伝えたものでございます。それから確かに部分的にはそういう問題があったかと思えます。ただ、私の説明もそういった意味で不十分であったということについては認めますが、発言自体を撤回するつもりはございません。ただ、説明の至らない部分については、いろいろとご指摘のとおりであったと思えます。ただ撤回することはいたしません。補足説明の中で、私は十分であると判断しております。

岡村雅夫君 前段の問題を、私はさっきも説明しましたが、公社の物件を調査したというのであれば、この表でいいんです。資料の説明で。ただそれを売却、売れるものは売るといふ方針だということは違うと思うんですね。これはやっぱり休憩して、そこをはっきりしてもらわないと。やっぱり利用目的をもって取得していて、今度売りたいものは簿価割れでも売りたいという話だというような、こんなことが議事録に残ったら大変でしょう。本当にそうなんですか、この利用している土地。執行部の答弁を求めたいですね。

議 長 休憩をします。

(午前10時27分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時32分)

議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を続けます。ほかに。

井口 實君 委員会でこういうことを話されたか、ちょっとお聞きしたいんですが、やはり同じ土地開発公社の件ですけれども。今こう見ますと、3番のところ、五日町定時制跡地の用地、これも先ほどお話ありましたように売りたいということでもあります。けれども今現在建物が建って、体育館が建って、そして今、夏は民宿組合等の合宿等の体育館、あるいはまた、社交ダンスの会場等で、年間260日ぐらい使っている。そういう建物が建っている中で、土地が開発公社のものだということでもって、必要がなければ売りたいという話です。その辺が議論になりませんでしたでしょうか、どうでしたか。

牛木総務文教委員長 現地で五日町の体育館につきましては、説明がございました。既に今年の豪雪等も含め、だいぶ建物自体が、何と申しますか損害を受けておりまして、非常に頭の痛い問題ですが、どうしたらいいかということも、というような意味で財政課長の方から説明がございました。委員会の中ではそういう説明がございましたし、現にその体育館につきましては、いろいろな形で利用しているという説明もございました。ただ委員会とすれば、そのことについて行って帰ってきてからの問題としては、特にいろいろなことはございませんでした。

ただ先ほどの岡村議員のお話等もございしますが、現実にはいろんな意味で役に立っている土地まで売るかという点につきましては、やっぱり地域の人達のお考え等も大きく関連しております。基本的には公社としては、売りたいというお考えがありますが、ただいろんな事

情がございまして、なかなか行政側のものばかりができないというような答弁もございました。しかし五日町のものについては特に話題といたしますか、質問はありませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 休憩をします。10時50分まで休憩をします。

(午前10時35分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時50分)

議長 次に産業建設委員長・若井達男君の報告を求めます。

若井産業建設委員長 産業建設委員会の報告を行います。調査事項につきましては、1. 中越地震その後の被災地の状況から始まりまして これは現地調査を含んでおります 7番のその他までということでございます。調査の状況ですが、期日は4月28日、出席委員は13名でございます。他、議長の方から出席をいただいております。調査の内容ですが、執行部、これは所管の課長それから分室長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行ったということでございます。

1番でございます。中越地震その後の被災地の状況についてということですが、これはそれぞれ、農林課長、建設課長及び分室長の方から説明がありました。ここに記されたとおりでございますが、やはりこの豪雪があったわけで、地震が原因による融雪被害が地震と併せて多岐に出ておったわけですが、場所によってはなかなか雪が多くて詳しい調査が行われなかったということでございます。

質疑がここに記されてございますが、その中で道路陥没で六日町地区と大和地区では、大和地区の被害が大きいが、下水道工事による復旧で設計基準や工事方法に原因はなかったかという質問がなされました。答弁はここに記されているとおりでございますが、やはり気になることで、これは前回の調査の時にも同じ質問が他の委員からでておりました。それ以外の質問、答弁はここに記されているとおりでございます。

2. 広域有機センターの稼動状況についてということでございます。失礼しました。先ほどの1の資料は、7ページから12ページに綴られております。2の有機センターの稼動状況についての資料は、13ページから14ページに綴られておりますのでご覧ください。有機センターの稼動につきましては、農林課長の方から資料に基づき説明がございました。4月8日に県の検査を受けまして、15日から試運転を行ったということでございます。そうした中でその質疑につきましては、この堆肥センターで牛糞と廃菌床しか受け入れないのか、指定管理者にはJA以外の廃棄物処理業者などはなれないのではないかとということがございました。ここに答弁にあるとおりでございますし、またこれらは3月議会でもやはり議論されたところだというふうに考えております。

3番の「コシヒカリ紙」の計画についてということですが、これは資料15ページから2



0 ページまでに綴られてございます。担当課長の方から資料に基づいて説明がございました。それで質疑につきましては、ここに書かれてありますように2点ほど説明がありまして、天空ワラが準備済みであるというような答弁がございました。

4の公園の雪害調査(枝折れ等)について、これは現地調査を含んでおりますが、資料はページ22から26ページに綴られてございますのでご覧ください。これも担当課長の方から資料に基づいて説明がございましたが、ここに書かれておるような質疑がございました。

5番の下水道整備計画と普及率についてということで、これも担当課長の方から資料に基づいて説明がありました。この下水につきまして、当初六日町地区につきましては、場合によっては26年、27年までずれ込むんじゃないかというようなことであったわけですが、きちんと今回財政計画を立ててみたら、25年でほぼ終了するという見通しがついたという答弁がございました。そして同じく大和地区につきましては、22年度に全部完了するという目標であるということでございます。

6番の農業構造改善事業(ぶどう植栽)についてということです。これは現地調査を含むとありますが、実際のところ、現地まではまだまだ残雪が多くなかなか入れないというような状況で、現地近くで説明を受け、それから帰ってからまた資料に基づいて説明をいただきました。

7番その他ということですが、その他につきましては、市道認定路線についての、建設課長の方から説明をいただいております。それから商工観光課長の方から、災害見舞い商品券の発行と、スキー客の入り込み状況について報告がありました。同じく商工観光課分室長から、魚沼市の工業団地と市営スキー場の入り込み状況について報告がありまして、その他についての質疑は、ここに記されておるよう3点ほど載っております。ご覧ください。

以上が産業建設委員会の報告でございます。よろしく申し上げます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行ないます。

小島正明君 農業構造改善事業について質問いたします。今の委員長の報告にありましたように、おそらく現地を視察した時はまだ雪で、おそらく現地を見てなかったと思います。その後の中でまたいろいろ問題というか、私たち自身問題を感じておりますので、今後また継続調査ということで、ひとつ機会があったら調査いただきたいんですが、まず1点が、あそこいわゆるレインカットの方式の支柱ですね、支柱。600本立っているのか800本立っているのか数はわかりませんが、この雪で頭の部分が全滅というようなことです。今そのいわゆる修理、建て替えまた一部修理とかあそこの現場でやられているわけですが、その金は一体どこから出るのか。おそらくかなり高額な金がかかる事業だと思いますが、そのいわゆる建て替えとか補修の金はどこから出るのか。今回の補正予算の中にはその辺が載っていないようでありますので、機会があったらひとつ調査いただければありがたいというように思っております。

それからこれも市もかなり補助金を出している大きな補助事業でありますけれども、現地をみてわかるとおり、あそこは段丘のすぐ上ですので、今年の雪解けの時なんて極めて大量

の水が、段丘のところを落ちてくるわけです。そうすると段丘にいく筋も沢みたいになって水が流れると、どんどん削られていく。いずれまたそれが崩落する。これから梅雨時期もあるわけです。こうした市や県が出す補助事業の中で、やはり地元にあとで迷惑かかるというようなことであっては困ると思います。その辺のいわゆる今後の責任体制といいますかね、必ずあれは落ちますから、どこがどういう形で責任をとっていくのかというようなことも含めて、ひとつ産業委員会の方でも、また機会があったら調査いただければありがたいというふうに思います、よろしくをお願いします。

若井産業建設委員長　今ほどの小島議員のご意見ですが、これはやはりきちんと今後の委員会として対応して向かっていきたいというふうに考えています。おっしゃられるとおり、たいそうな雪でございまして、どちらかというレインカットの支柱は被害が出ておると、大きな被害が出ておるという説明を受けました。それがどれくらいの金額になるかということは、当日には出ておりませんでした。やはりそれと段丘の崩れ等についてもどういう形でこれを対応していったらいいかということで、現地で今後の大きな課題だということがなされております。今ほど申しあげましたように、やはり今後のひとつの産建の取り組みだというふうに感じております。よろしくをお願いします。

岩野 松君　魚沼コシヒカリの紙のことで、ちょっと細かい問題ですいませんが、料理用マットの試作というのはどういうことなのか、そこで説明があったらお聞かせください。それとこのQ&Aの中に、「わら」はという「わら」を使うのかというのに対して、今年の上越国際の「天空米」とありますが、これは日本リフトの「天空米」のことなのかと思いますけれども、そういう「わら」を使う理由などがもしわかったら教えてください。

若井産業建設委員長　前段の質問でございますが、そういうこの内容についての説明はございませんでした。そしてこの「天空米」の「わら」ですが、地元のこれを行っている方とは協議が済んで、ある程度の「わら」の確保はでであると。そしてこれをどういう形になるかという、ものめずらしさ、ブランドにこれをもっていくと。米は多分これ一俵5万円くらい(「10万円」の声あり)10万円ですか、岩野議員の方が詳しいようですが、そんな程度の話でございました。

石原健一君　災害見舞い商品券を発行ということで、義援金の市の配付委員会で議論があったということなんですが、議論の内容については説明があったかどうかお伺いします。

若井産業建設委員長　当時はありませんでした。これから取り組んでいくということで終わっております。

志太喜恵子君　Q&Aの中の「大和のETCインター近くに考えている堆肥の仮置き場は、臭気がするとインター利用者に市のイメージが悪くなるので検討するように」という、これが私はある人からそういう指摘を受けていました。まだ私は見ていないんですけど、どこか休耕田の田んぼを借りて、そこへ畜産の糞尿を野積みをしているという話で、非常にあの辺の人たちはその臭気に困って、どこへどういふふうに話をしたらいいのかということです。魚沼市の方の議会にもかけたという話も聞きましたけれども、なかなかきちんとした

対応ができていないという話を聞きました。ここにこういうふうにあがっているところを見ると、委員会でもかなり話が出たのではないかと思います。これからの方針はどのような方針をするのでしょうか。

若井産業建設委員長 志太議員のおっしゃるとおりで、この問題はせっかくスマートインターが実験的に開始されたという中で、イメージを損なっては困るというような観点から質問をされておりました。そしてこの取り扱いについては、ここに記されていますように、その場では詳しい説明または議論はございませんでしたが、関係者の方と話合って対応してくという、その程度でございました。

志太喜恵子君 もう少し聞きたいんですが、あその場所は南魚沼市じゃなくて魚沼市の地内だというふうに私は聞いているんですが、南魚沼市の堆肥センターにそれを持ち込むことは管外ということではできなんでしょうか。そういう話はなかったでしょうか。

若井産業建設委員長 そういう話は全くありません。

(「何とかならないでしょうか」の声あり)

若井産業建設委員長 確かに志太議員のおっしゃるとおり、大事な場所でございますので、やはりこの悪臭、また確かにこれ法律上、昨年の11月1日から家畜排泄物処理法ということが施行されておりますので、そういった中でも対応しなくちゃいけないと思います。とにかく大事な場所で、せっかく始まっているこのスマートインターの実験期間中でございますので、早いうちにやはり行政の方とまた関係者の方で、対応をやっていってほしいというふうには考えております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に社会厚生委員長・種村俊夫君の報告を求めます。

種村社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をいたします。調査項目は1から6番までです。期日は5月10日、14名の出席と、市長及び議長から出席していただきました。保育事業につきましては、宮保育園の現地調査を行いました。

1番、保育事業につきましては、宮保育園の現地調査をしたあとこちらに帰ってきまして事務調査を行いました。主な質疑はこの報告書に書かれたとおりであります。上町保育園につきましては、最大限努力して18年度の開設にもっていきたいというような方針が示されました。

2番の不法投棄の実態につきましては、今回の場合、個人が特定できた場合にはその方に連絡をして引き取ってもらったという報告がなされました。その他に、大事な血税である市税を使って処分されたものもございませぬ。

3番の介護保険苗場福祉会の事業計画につきましては、平面図、配置図等を参考資料として説明を受けました。その中で資料の中に書いてある入居費用、これは言い方があれですが、私立ですので若干利用者負担がどうなるかという質疑がございまして、なるべくなら極力、既存

の施設と同じようにしてもらいたいというような委員からの要望ができました。

4番、障害者福祉の実態につきましては、資料に基づいての説明のあと、その中で塩沢町の「手をつなぐ親の会」ですか、その方々が塩沢町に授産施設がないので、何とかしてもらえないかという要望がありまして、それが27人くらいそこに行く希望者があったということで、この南魚福祉会が事業主体となって今年度中に授産施設をつくる予定であります。

5番、病院事業につきましては、決算見込みを資料として受けました。それには、だいたい医師次第であるというようなことをございました。資料の方につきましては、単独及び全体の資料が後段の方に載っていますので、それを参考にさせていただきたいと思います。

6のその他におきましては、中越大震災義援金の状況について説明がありました。その質疑の中で、その商品券を前回の・・・何ですか同じような趣旨で配られた商品券の場合は、ほとんどが大手スーパーの方に行ってしまうと、地元の商店に還元できなかったと。それをなんとかできないかという質問がございましたが、それは強制はできないので。またその大手スーパーも地元商工会に入っているので、強制はできない。各々が努力していただきたいというような答弁がございました。

もう1点その他の中で、国保税について資料に基づいて説明がございました。その中で、今まで旧大和町におきましては、税率改正の場合は6月1日に臨時議会において、その税率改正をしていたところがございますが、旧六日町の方では、税率が上がらなければ専決処分をお願いしていたということがありました。それで今回は、税率が下がりますので、臨時議会を開かずに、この専決処分をお願いしたいという説明がございました。以上でございます。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行ないます。

阿部昭司君 2ページの上町保育園の改築についてということですが、これは建設省の官舎跡地と書いてあるんですが、それでいいわけですか。官舎跡地も2ヶ所、3ヶ所あるわけですね。私は事務所跡地というふうに前は理解をしていたんですが、そういう形ではございませんでしょうか。

種村社会厚生委員長 課長の答弁であります、これ議事録にのっとりますと、建設省三国川の官舎跡地を考えているという答弁がございました。

阿部昭司君 前は地元の方では事務所跡地ということで、公園とあれを一緒にいれるという形でもって、地元へ1回説明に入っているんです。その課長の方はそれで変わったんですか。

種村社会厚生委員長 私たちの聞いた答弁では、建設省の三国川の官舎跡地を考えていると。また苗場福祉会の建設の問題と今ある公園の移設の問題等も含めて、地元へ状況説明に入りたいというような報告がされました。

議長 休憩をします。

(午前11時13分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時14分)

議長 質疑を続けます。ほかに、質疑を終わることにご異議ございませんか。

和田英夫君 病院の問題でちょっと2点ほどお伺いします。この委員会の質疑の中で、いわゆる受診率を上げる、病院経営をどう改善するかというこの議論の中の答弁で、全ての市民が病院に来ると受入体制ができないと、こういう消極的な答弁がされているんですね。おそらくこれは、住民検診なりドックの議論だと思うんですが。問題はかねがね議論してきたんですが、ドック後に何割かは精密検査、もう少し詳しく調べなさいと。これをどう外来につなげるかということで、議論をしてきた経過もあるんですけど。そこで市長の行政報告の資料の中に、今年の4月あるいは去年の4月の外来患者が、去年が570人程度、今年は520人程度に減っているんです。そこで実は大和病院もあの最盛期には720～730人の外来患者が来ている。つまり200人一日の外来で減っているんです。そうするとこの質疑を見ると、あたかも南魚沼市になって全部来ていただくと、なかなか病院は受入体制ができないというような、こういう表現になっているんですけど、非常にこれは消極的で誤解を受けるような表現です。あの病院は、720～730人の外来を お医者さんが揃っていないければ、もちろんですけども 体制は十分あるわけですから。この辺はやっぱ委員会としても、能力を十分生かすように、こういう消極的な答弁でそうかそうかというようなことでは、私はいかがなものかという気がするわけでありまして。

それから医薬分業についてです。これもなかなか微妙な答弁しているんですね。部門別収支の部分から見れば少し甘いところがあった、医薬分業に取り組んだのが。しかし全体としては、院外処方はやかったと思っているんです。病院経営、歳入歳出。病院経営としてはいったいどういう形が出ているというのか。我々理解していいのか。あるいは委員会でどういうふう調査されたのか。この2点であります。

種村社会厚生委員長 前段の質問についてお答えします。先ほど和田議員が言われたように、このあれは外来問題のところの質疑ではございませんで、保健課と病院の連携を図るための住民検診、事業所検診そういうところから出てきた質疑であります。大和町は今まで病院と保健課が連携して事業所検診等をどんどん進めてきたが、今後、市になりどのようにやっていくのか。今度は1つの市になったわけですのでどのようにしていくか、というような、受診率を上げる工夫・検討を病院の方はしているかという質問がなされた中です。全て住民が受けられればいいが、しかしハード面の不足とキャパの問題があり、今後の計画としてそれは取り組んでいきたいというような答弁でございまして、外来受診とかそういう問題のところではありませんでした。

その後の医薬分業の件ですが、確かに事務長の答弁としましては、部門別のシミュレーションをとおしてみると、薬剤師と薬の部分を含めると、少し経営的に甘いところがあったと。しかしながら部門別収支の部分を除けば、全体としては医薬分業にして良かったというような答弁でございました。

和田英夫君 問題は この病院問題は非常に大変な時期がきているわけです。市民がどう市立病院をみているかということなんです。私どもはこの議論でそれはわかるんです。

わかるが、こういう表現で、新しい市民がみんな来ると我々は受入れサービスができないんだというこういう書き方をすると、ともすると誤解を招くおそれがあるということで、私はそれを指摘しているわけですので。今日はこの辺でやめておきますが、もちろん、住民検診あるいは人間ドックも、もう少し努力しろということは、私ども本会議でまた担当部局に意見を出しているわけですから、それはそれなりにまた委員会で検討していただきたいわけですが。市民がどういうふうな受け止め方をしているかということでひとつまた、ご配慮の表現をお願いしたいと思うわけでありませう。

特にこの院外薬局、これも実は旧大和の時には、国保の関係と病院の経営ということで、かなり議論した経過があるわけですね。いみじくもここで病院関係者が部門別収支では甘いところがあったと。相対的というのはひとつの時代の流れの中での病院の取り組む姿勢はそれはそれでいいかもしれないが、収支の問題では確かに甘さはあったという、こういう指摘を答弁されているわけですね。いずれにしても、この辺も大和病院の外来患者が減っているのは、今の院外薬局のあの不便性、あるいは他の医療機関の院外薬局のあるいはまた利便性があるのかもわかりませう。その辺をひとつこれから委員会で調査をしていただきながら、病院経営が向上するようにご努力願います。答弁があったらお願いします。

種村社会厚生委員長 前段につきましては、委員長報告の、私の書き方の問題でございますので、今後気をつけてきちんとした報告書を作りたいと思います。

また後段の医薬分業の件につきましては、その外来患者の件につきましては医師次第だということで、今度は整形外科が来たり、しかしながら小児科が減ったと。城内病院につきましては、先生が副院長先生も来られたりして、どんどんそういうふうで増えてきたということで、医師次第だという答弁がございましたが、それもひっくるめて今後委員会で調査したいと思います。

議長 ほかにも。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 日程第7、平成17年請願第5号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願、日程第8、平成17年請願第6号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願、日程第9、平成17年請願第7号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願。以上3件を一括議題といたします。請願第5号及び請願第6号を総務文教委員会に、請願第7号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議長 日程第10、第7号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第11、第8号報告、専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 説明の一番最初の問題ですが、65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置の廃止ということです。私は今この市の収納状況等見ても、かなり大変な世帯が多くなってきているのではないかなというふうにとらえているものです。そうした中でこういった条例改正がされると、どの程度影響が出るものか。65歳、125万円という、その項目がなくなるということになると、要するに市民税がいはいはいつてくるというふうにとらえるんですが、その点をひとつお聞きします。

そして市長に伺いたいんですが、今、国保であろうが、こういう納税ですよ。そういった方々の詳細を見た中で、新たな減免措置をも設けていかなければ大変な方々が多いというふうには私にとらえますが、それとこれはまるきり逆行する問題ではないかなというふうには私を考えます。その辺をひとつ提案者として提出者としてどうお考えかお聞きいたします。

市長 できればそれは税金は安くでない方がいいということでしょうけれども、やはり一般社会の中でお互いこうして暮らしているわけですから、それ相応の部分を負担をしていただくということ。特別の方については、常にどこにも減免措置がありますので、当然ですけれどもそれを使用させていただいて、むいてもはいでも取ってくるなんてことではなくて。生活保護を受けている方だとか、どうしても税金を納められない理由のある方については、こういう部分の方でなくても一般の方でもそれは特例措置がありますので、そういう方法で救済をしていきたいと思っています。

ただ、125万円という数字が、これでいいのかどうなのかというのはちょっと私はまだ判断ができません。できませんが、法律がそうになってしまいましたのでそういうことだと思っています。判断はちょっとわかりませんが、こういう時代でありますので、時代と共にいろいろ変わることは仕方ないという、私は考え方であります。

税務課長　ご質問の内容でございますが、65歳以上の方につきまして、どのくらい増収かという目安ですけれども、ちょっと説明をしませんでしたが、18年度からで当然あるわけで、しかも1年目と2年目に3分の1、2分の1という段階的な増になっています。それで65歳でこの場合125万円ですから、大雑把に算出すると200万円ちょっとから上の方が対象になるわけですけれども、詳しい算式を実は出しておりません。ちょっとお時間をいただいて出せるものなら、今議会中に数字をご報告したいと思っておりますけれども、今のところそのような状態でございます。

岡村雅夫君　市長の今の答弁を聞いて応分な負担をと、相当の負担をしていただかなければならないというような話なんです。現に今まで条例でこうして免除規定があったわけですね。それを撤廃するということは、状況がよくなってきたという時にそれができるといふうに私は考えたいのです。それが今、65歳以上の方々が、125万円以上の方は当然課税になっているわけですから、それより下の方々が課税対象者となるということは、今の経済状況からしてみると、年金も下がってきているわけですし就職口も高齢者になればそうないわけでありまして。そうしますとこれについて手をつけないというぐらいの配慮があっても私はいいのではないかなと。国の法律がそうなったから、そうするんだということではなく。条例は市の問題でありますので、そういった配慮ができなかったのか。これはそういうことで決まっているんだととらえて、提案を自動的にしたというふうになるのかひとつお聞きします。私はそういう状況にはないというふうに思っております。ですから、認識がそこで違ってしまえば、それで終わりですけれども、私はあえてこれを改定しなくてもよかったのではないかなというふうに思いますがいかがでしょう。

市　　長　法律をやっぱりある程度遵守していくという立場、行政はそういう立場であります。今、岡村さんがおっしゃったように、市の裁量でそうしなくてもいいじゃないかというお話もあります。とても税金をですね、今までいただかなかったからどうだというような話になれば別ですけれども、そういう法律ができて、それに反してとはいいいませんが、それとは全く別個に私たちの市はそれをぜんぜん適用しなくて結構です、なんていう状態ではないということです。

良くなった悪くなったというのは、何をおっしゃっているのかわかりませんが、今、課長が触れましたように、大体200万円を越える収入ですよ。ですから、その皆さん方からそれはそれ相応の税金をいただくということは、私はそんなに無理なことだとは思っていない。そして前に議会でもでしたが、これは別にお年寄りの方を狙い撃ちしようということじゃないですけれども、いわゆる社会保障費は、7割が老人対応。若い、その子育て支援の部分については5パーセントぐらいだと、こういう統計もあるわけでありまして、これからの世代をある程度考えていただくためにもそう無理なことではない。

先ほど申し上げましたように、本当にどうしてもという部分があれば、それは当然減免措置がありますので、それを適用させていただきたいと思っております。見解の相違とはいいいませんが、けれども当初に申し上げましたが、それは税金なんて安くてなくての方がいいに決まっている



ことは間違いはありませんけども、そういう社会は成り立たない。時代もやはり変わってきているということでもあります。そんなことをひとつご理解いただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。(「10番、岩野」の声あり) 討論がありますので、原案に反対の方の意見を許します。

岩野 松君 今回の条例の改正で、先ほど質疑がありました13条の第1項の65歳以上の非課税をなくするという点について、反対の立場で討論に参加いたします。そもそも国の所得税の税金のとり方が変わったというか、かつて高齢者に対して、今まで日本の国を支える意味で寄与したということで、医療費の無料化にはじまり、そしていろいろな高齢者への援助、それから補助が確かにされてきました。そういう中でのこれも1つの例なんですけれども残念ながら消費税が導入され、そして3パーセントから5パーセントに上がる時には、高額所得者の減税がうらはらに行われました。

しかし今回、国が大変な時期であるという名のもとで、いろいろ税制改革が行われる。その中では、消費税の3,000万円のあれを1,000万円に下げるとか、それから今回のこういう低所得者へ追い討ちをかけるとか、そういうものが国の法律の中で、非常に横行しています。

しかし同時に行われた、高額所得者それから高額の儲かっている会社への減税は見直されておりません。非常に片手落ちなこれはやり方だというふうに私は思っています。それになぞられてこの南魚沼市も条例を改正するんだというふうに私理解をしておりますけれども、そういう意味で反対の討論に立ちました。皆さんの大勢の賛成をよろしくお願いいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は、本案を承認することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数です。よって第8号報告は、原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第12、第9号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行いません。

貝瀬厚一君　　こういうものを改正する場合いつもこういうふうに出てくるんですけども。これがだめだということではないんですが、できたら記号の1号が2号になった、2号が3号になった、ではなくて物事の本質の、こういう数量の方向をこういうふうに変えたんですよという、この条文の中身の説明がやっぱりあった方がよろしいんじゃないでしょうか、というふうに思うんですが。やはり多岐に亘る議論でございますので、こればかりを勉強してこいといったら、私もかなり力があるんですけども、全てのことからやるわけでございますので、1号が2号になりましたのでよろしく申し上げます、では、ちょっとこれはどうしたものでしょうか。例えば、朝日が夕日になったというふうに言えば、朝日だな夕日だなと。1号というのは朝日で2号が夕日だったよという、前後が魂の入った言葉の言葉を入れて説明があった方がよろしいかと思いたいますが。私も市長さんにこういう話も聞いてみたいと思うんです、いつもこういう話。国会でもこうですよ。やっぱりちょっと考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

市　　長　　今、担当の課長もどういう理由でこういうふうになったと説明したと思うんですね。ただ1号が2号になったなんていう説明ではなかったと思うんですが。私はそういうふうに聞いたんですけども、そういうご指摘でありますので、きちんと魂のこもった言葉で、これから説明させていただきます。よろしくお願いたします。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議　　長　　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議　　長　　お諮りします。第9号報告　専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議　　長　　休憩をします。午後1時再開します。

(午前11時52分)

議　　長　　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議　　長　　日程題13、第10号報　専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長　(提案理由の説明を行う。)

議　　長　　質疑を行います。

岡村雅夫君　　最初に総文の委員長報告のなかでも若干触れましたが、私はこの専決とい

うことについて非常に理解していなかったものですが、先ほどの答弁のなかで、税率を上げる場合は議決を必要とする。下げる場合はいいじゃないかと、専決でいいんだと、こういう理解のような説明があったわけでありますが、それについてはひとつやはり明確にしておいていただきたいというふうに思います。大和町はその都度臨時会を開いて、要するに国保議会というようなかたちでやった経過がございます。その辺のかみ合わせをひとつお聞きしたいなというふうに思います。

それから今回、今ほどの説明でもありましたが、旧大和、六日町双方の保険料を下げるのができた、国保に関しては、ということでございます。私はここまで予算が余るとは思わなかったんですが、大和は上がって、六日町が下がるという、要するに介護保険の逆でしょうか、そんな感じにとらえていたんですが。まあまあ両方下げることができた、こういう話であります。私はその要因をかなり分析してみる必要があるというふうに思います。予算では予備費に多分1億円から盛っておったわけでありまして、要するに支払準備基金がありながら、その他に1億円も予備費を盛っておかなければならんという予算を提案しておいて、この度はこうだと。要するに2億円からの原資が残ったということだと思んですが。私は常々言うわけでありましてけれども、大体3年間の推移を見て保険税を決めるというこういったかたちをとっているわけでありまして、これほどの、周到な準備をしてもしものことがあったら困る、なんていうような予算ではなくていいんじゃないかなというふうに思っているんです。こうなった経過、それから要因をしっかりと把握しておく必要があるかなと思いますので、ひとつ答弁願います。

市長 最初の専決の件でありますけれども、先ほど委員長さんからちょっとご報告ありましたように、旧大和町ではこれは税率が変わることになれば臨時議会を開いていたと。その他にももうひとつ観光、いわゆる八海山麓スキー場の最終的な決着といえますかね、そのふたつがほぼそうであると。旧六日町は今ほどおっしゃったように、当初想定した税率が下がる、あるいはその税が下がるということの部分では、今までやってこなかったわけでありまして。上がるという場合は非常に当時の、今は市民ですけれども、町民の皆さんにもまた議会の皆さんにも、きちんとした説明をしなければならんということをやったと思うんですが、今までそれをやったかどうかというのは私がちょっとわかりません。前の先代、先々代、それらの時にそういうことがあったのかどうかちょっと記憶が定かではありませんが。

そういうことで、どちらにするという協議をさせていただいて、私の判断で、これは税率等も下がるから、いわゆる専決でやらせていただきたいと。暇がないなんていう話はこの際あまりしない方がいいわけですが、結局そういう1日臨時会を開いて、これは議会軽視という立場でなくてですね、経費の節減等もありますし、そう皆さん方に批判、非難を受ける専決ではないだろうという判断のもとに今回はこうさせていただきました。これからもそうそう議会の方からそれは議会軽視だとうようなお話が出なければ、こういう方法で定着をさせていただきたいというふうに思っております。

変わった要因は結局、議員もご承知のように、なかなか3月の予算を組む時期には国保の前年度といたしますか、会計の推移がはっきりしないわけでありまして、1億円というその予備費も含めましてそういうことのためということであります。結局ある程度きちんと締めてみましたら この時点でもまだ結局きちんと締まっていたわけじゃなかったわけです。大体そういう予測という部分のなかでなんとかできそうだという、こういうことであります。いわゆる繰越といたしますか、その部分が予想以上に下させていただいた。これは風邪が流行らなかったとかそういう部分もあるかと思えます。

決して予備費の1億円が過大だというふうには考えておりませんで、ある意味ではやはり何が起きるかわからない会計でありますので、3億円も5億円もなんていうことになれば、これはちょっと大きいかわかりませんが、1億円程度の予備費はやはりある程度みておかないと、突発的なことに対応できない。基金は基金としてありますけれども、それはまた別個のものでありまして、予備費は。予備費と基金はやはり別に分けて考えなければならぬ、そういうことであります。要因は繰越が予想以上に多額に出た。そのことに尽きるということあります。

総合市民課長 今ほど市長が答弁したとおりでございますが、若干数値を申し上げますと、15年度から16年度に繰越しされた金額が1億2,000万円ほどございました。そして旧町の決算の11月の段階でございますが、その時点での合計が1億2,000万円ほど。これは予備費、今ほどご質問の、計上されたところでございます。それで予算の編成の段階がご承知のように、1月の末頃が確定といたしますかになるわけでございます。その段階ではまだ医療費の支払いが3ヶ月から4ヶ月。12月から始めるわけですので、その時点では4ヶ月くらいまだ医療費が推計になる部分がございますので、そういう部分があります。

それから税の関係で納期限の延長が4ヶ月されたわけでございます。そういったことで11月の収納状況、12月の収納状況をみますと、だいぶ前年と比較すると落ち込んでいた状況のなかで、編成をさせていただいたところでございます。ですので税につきましてはそれぞれの医療費等の確定といたしますか、見込みがたった段階、まあ現段階でございますが、ここで新たに本算定をして提案をさせていただいているという内容でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

岡村雅夫君 今後はじゃあ、税率が下がる場合は専決をすると。上がる場合でも極端に上がる場合くらい感じですかね。それをひとつ確認しておきます。それから今、課長の答弁で4ヶ月の見込みがつかないとかという言い方をしていますが、これは毎年のことなんです。毎年そこで推計をしているんです。そして結果は毎年出ているわけです。ですからそう突発的な問題が起きない限りは、医療に抑制政策とかいろいろなのがじわじわと来ているとか、そういう予測が立つわけですよ。

ですから1億円予備費をおいて、その他に1億円も余るほどの徴収は、私は果たすべきではないというふうに思います。たまたまこの見えない4ヶ月でどんなことが起きるかというのは、先ほど市長が言われるように支払準備基金とかそういうかたちで、直接一般会計を突

っ込むようなことがなくて済むのが組み込まれているわけでありますから。そこで調整ができるというふうに思いますので、見込みがつかないというのはちょっといかがなものかなと思います。

何はともあれ、私は今さっきの税率改定の65歳以上の問題ではありませんけれども、やはり税金をいかに安くできるかと、要するに生活をどう応援するか。というこの国保の会計というのは、やはりこの市が事業者でありますので、かなりそこに注目をし注意をして、なるべく軽減を図られると、図るという姿勢が必要じゃないかなというふうに思いますので所見を伺っておきます。

市長 この専決については、原則的といいますか考え方として、当初の案よりも上がらなければ専決させていただきたいということであります。ただ極端に、というような表現は私はあまり使いたくありませんので、でもやはりこの程度で収まると思っていた部分が、もうちょっと上げなければどうしようもないということが出た場合は、これは当然事前に議会の皆さん方をお願いをしてということは、やらなければならないことだというふうに考えております。

それから課長に質問ということでありますけれども、これはご承知のように、今ありましたけども12月から1月頃編成するわけですね、新年度予算を。1、2、3、そっくり残る。これがまた2ヶ月遅れですから、4、5。5月末までいってしまうわけです。この一番冬間でどういう風邪が流行るかもわからない、どういうことがあるかもわからないという部分でありますので、予備費に1億円分。支払準備基金というのは、それと予備費とはちょっとこう分けて考えていただきたかないと、本当に支払準備基金を取り崩すという部分については、相当突発的な部分とかですね。1回それを崩しますと、またある程度積んでおかなければならない。そうしますとまた同じ繰り返しになるわけですので、できれば余裕のあるときには準備基金に若干ずつでも積み重ねて、ちょっとくらい準備基金を取り崩してもまあその後に影響がないというくらいの準備基金が本当は欲しいわけですが。そこまでわがままは言いませんが、予備費に5,000万円、1億円というくらいのことはやっぱり用意しておかないと、岡村さんがおっしゃったように毎年今度は変動してしまうわけです。準備基金を取り崩して、その急場は凌いでも、次の予算ではやはりまた準備基金をある程度、何て言いますか、平年ベースに戻さなければならないわけです。その部分が結局、みんなその医療費というかこの税金の方に入ってくるわけですので、やはりそういうかたちで、こういう余裕のあるときにそういう部分がある程度確立していければ一番いいなと思っております。

こういう金額が出たということは、医療費抑制といいますか、風邪が流行らなかったという部分、お医者さんに高くなったからかからないという部分も若干あるかも知りませんが、何にしても病気にかからなかったということが一番だと思っておりますので、ある意味では喜ぶべきことでもあります。一応国保税、さっきも触れましたが、税金はそれはお互い安いに越したことはありませんので、またこれからも一生懸命努力させていただいて極力軽減化に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

牛木茂雄君　私は専決の問題ということで、今まで六日町が習慣的にやってきたことは便宜主義だと思っています。高いから、あるいは安くなったからというようなことではなくて、本質的にやはりこれは議会にかけerる必要があるものと、それから必要がないものとの違いではないかと思ひます。私はそういう意味で、大和町で今までやってきた方式が正しかったのではないかなという考えを持っています。

ただ市長が言われるように確かにいろいろな意味で経費の節減になります。しかし大事なことはやはり。市長が議会を軽視しているなんていう考えは私は毛頭持っています。ただ問題を本質的にこれは議会にかけerるべき問題だと思ひているかどうか。当然専決は市長の権限ですから、専決すると言われれば、あえて議会として反対するとすれば議会軽視だと言わざるを得ませんけれども。いろいろな事情のなかで専決しなければならぬ状況はいろいろあるかと思ひます。ただ、この国保の問題、税条例の改正につきましては、一番大事なものは議会にかけerるべきものだと私は思っていますので、市長の先ほどのお考えとは少し違ふようです。改めて市長のお考えをお尋ねしてみたいと思ひます。

市　　長　　私も議会にかけerるべきことではないというような意味合ひで言ったわけではありません。やはり市民生活やそれらに大きな影響、　安ければこれまた大きな影響と言われるかも知れませんけれども　混乱が起きるとかそういう部分。議会の皆さん方からも指摘を受けるような部分。これはもうなかなか専決するわけにはいかないだろう。

ただ、日にちが足りないとか、そういう部分ではまた専決ということもありうるわけです。今回の場合は、これからもまあそうさせていただきたいとお願ひしているわけですが、議会を軽視するというのではなくて、市民生活にも好影響が出る部分でありましたし、その辺は議会の皆さん方からご理解をいただけるだろうという私の判断であります。ですので議会の皆さん方からまたそれはだめだと、これは今度はこうしろというご指摘があれば、それはそれに従わせていただきますが。ただお考えいただきたいのは、こういう部分で1日、議員の皆さん方をまた議場に、ということもありますので、その辺を今回私が斟酌をさせていただいたということであります。またいろいろ議会の方で問題があるようでありましたら、それぞれ議運等でご検討いただいて、議会の方での結論を出していただければそれに従ふことはやぶさかではありません。

牛木茂雄君　これからは要望ですので、答弁はいいません。議会の方はこの秋、選挙すれば30人になります。塩沢まで入ってくるわけですが。そういうなかでやはりこの国保の問題は税条例の改正については、やはり議会で審議をするという方向で市長の方からもそういうお考えに立って欲しいと思ひています。これは要望です。

議　　長　　ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第10号報告、専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第14、第11号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 14ページの災害見舞い商品券のことでちょっとお聞きをいたします。1人に1,500円の商品券を配ったというようなことですが、このことについて市民の方から、どういうふうな反響というかが担当に行っているか、ちょっとまずそこから聞かせていただきます。

商工観光課長 今回のこの災害の見舞商品券の関係でございますが、実際の受け入れと金の出す方の予算につきましては、福祉課の方でやっております。商品券という部分で当初商工会等をお願いしようかと思いましたが、いろいろな制約がたくさんございまして、今のこの商工会の振興事業の一環にありますので、一応私どもの商工観光の方で一切やろうということでやっております。事務的な部分で今ほどの議員さんのおっしゃったことですが、特に私どもの方にお叱りとかそういうものについては数が少ないかなと。ただ私どもの方に9件ばかりでございますが、こういうものについては、私どもは受け取りませんということで、自主的に返納された方もあります。その他につきましては、今のところそういう回答はございません。

笠原喜一郎君 お叱りは少ないということなんですけども、私のところに最初にきたのが、5月15日の広報に1人に1,500円配りますという知らせが出たときにすぐ来ました。大体議会何をやっているんだ、という話だった。義援金というのはやはり被災を受けた方に、少しでも手助けをしたいということで寄付をしているわけだから、その方々に何でやらないんだと、お前さん方をやっているんだ、というまずお叱りの電話。そのなかでは、この義援金については配分委員会があって、議会はタッチしませんということで答えていたわけなんですけども。

その後、実際に1,500円が配られましたら、2人の方からやはり電話がありました。私は返すと。家中で相談したけれどももらう筋合いはないと。やはりこれは最初言ったように

寄付をされたその人たちの気持ちを思えば、実際に被災を受けた方にやるべきだろうということだと。私は担当の清塚福祉課長のところに行きまして、このことについて聞かせていただきました。このなかで全壊の方には200万円ずつ。これは1回目の配分のときには県から来たわけですけども、そういう雛形が出て、回報されたわけです。2回目は今、最終的には2回目の予想では8,900万円くらい出てくる予定なんです。そうするとですね、この商品券は配ったのですからどうしようもないわけですけども、その他にこれだけ来ると後2,000~3,000万円は多分浮いてくるというふうに思うわけです。そのお金は、やはり最初言ったように本当に被災をした方、全壊の方が7件あるわけですし、あるいは半壊の方も4件あるという、そういう人たちのために本当に私は使っていただきたいと。それが寄付をされた方々の気持ちだろうというふうに思っているわけですが、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

福祉課長 義援金の配分につきましては、第1回目の配分について、県の配分委員会の方で基準を定めまして、被災した方、住家の被害、それから人的被害。それに県の基準に従って県下一律配分しなさいというふうなことで、それについては被災者の方に全員配分されたという状況でございます。県へ届いた義援金のうち半分はそこに使われたわけでございますが、じゃあ残りの半分をということで、第2回目の配分があったわけでございます。

2回目の配分につきましては、各市町村の状況に応じてそれぞれの配分委員会のなかで配分の方法だとか、単価だとか、時期だとかも含めて配分決定をして、公平性や迅速性、平等性等を確保しながら早い時期にやってくれというふうなことでございました。そういった状況を受けて、事務局として庁内会議等を経ながら案を提案させていただいたわけですが、そのなかには今ほど話しました商品券というふうなことで。県からは義援金につきましては見舞いだというふうなことで当初から言われております。見舞いということであれば、直接家が壊れたとかということばかりではなくて、精神的なそのダメージと言いますか、被害も含めて対象にするべきではないかというふうなことで整理をさせていただきました。

ですので第1回目の方については直接の被害、第2回目の方につきましては、そういった心の被害も含めて平等にというふうなことの趣旨。それからもうひとつは、商店街いろいろ被害があっても、なかなかそういった部分については今まで義援金の対象に直接ならなかったというふうなことで、ワンクッションそういった商品券事業に取り組むことによってもうひとつ商店街と言いますか、商店の方々、まあこれ商店ばかりじゃなくて工業とかいろいろ事業をやっている方全般について、何らかの起爆剤と言いますか、私たちも頑張ろうというふうな動機付けになればいいかなというふうなことも含めて、整理をさせていただいたような状況でございます。

今ほど笠原議員の方から、今後配分があって予定していたより余計になった部分の配分どうするかというふうなことでございますが、これにつきましては今、意見を聞かせていただきましたし、また配分にあたっては、市の配分委員会を開いてきちんと整理する必要がございますので、その時点でもう1回考えてなるべくその義援金の趣旨が皆さんに届くようなか



たちで対応したいというふうに思っております。

笠原幹夫君　今の件に関連するんですが、前に商工会等で取り組んだ商品券のあれがあったわけですね、震災とは関係なく。そのときはそれなりに町民の盛り上がりみたいなものを感じたわけです。今度は性格が違うので当然そういうのとは違った反応が出ていて当然だと思んですけども、全く静かというか、それで商店によってもよくわからないと。この店が取り扱うのかどうかというのはわからない。中には「取り扱います」というポスターを出しているところもありますけれども、そういう点であの説明書きには、うちは取り扱わないという人はそういうふうに書いてくれというようなあれがあったように記憶しているんですが。そういう点で震災の見舞いだからわーわー騒ぐことはおかしいという気持ちもわかるんですけども、やっぱりもっと親切にやれば、この店はちゃんと扱いますと、「取り扱います」くらいのステッカーみたいな小さいものでもいいですから。なかなかお母さん方が、もし聞いて取り扱わないと言ったら嫌だと。現金持って行かないでそれを持って買いに行って・・・なんていう話があちこちで聞こえるようです。したがってそういう工夫ができなかったのかどうか。経費をかけないという点ではわかりますけども、その辺はいかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

商工観光課長　おっしゃるとおりでございます、検討いたしました。例えば郵送する方法についても今のところは金券なわけなんですけど、郵便局発送いたしました。これをまともに受領印をつくような発送をいたしますと、安いのも200数十万円。高くなりますと、例えば書留方式にしますと600万円とか800万円とかという格好になるわけです。そういうことでは経費の方の部分だけで実際お見舞いしようと思ってもそちらにみんなかかってしまう。ということは排除したいというようなことがございました。

それで今の商店の方でございますが、商店も2,000くらい　商店、事業所でございますが、私どもでつかんだ数が約2,000くらいですので、その皆さん方に全部うちの方でまたステッカー等をやりますと、これは大変な値段になりますので、うちの方から文書を差し上げまして、こういう事業を行いますので、できる限り取り扱いの対応をいただきたいと。もしできない場合は玄関なりその窓口なりに「私どもの方は取り扱いができません」とこういう対応をしていただきたいということでした。若干その辺は市民の皆さん方とそれを使われる事業所等の関係で、トラブルが出る可能性もあったかなというのを承知はしてございましたが、先ほどの経費の関係等ございまして、何とか穏便に済まされればなというのがございました。そういう状況でございます。

笠原幹夫君　内容はほぼ想像していたとおりですけれども、ただこう見てみますと、小さな個人の商店とか、そういうのはほとんど何も表示がないんですよ。あるのは大型店、何かポスター等できちんとこう印刷したものを。そうするとやっぱりそういうところしか扱っていないのかなという感じにどうしても受けとめられてしまう。それでなくても品揃えなどが豊富な、スーパーや何かへ持って行くのが1番使いやすいわけですからそういう方向に流れるという、先ほどどなたかも質問しましたけれども、そういうことから考えれば本当に

小さなステッカーで1枚ずつでもいいですので、普通の商店なら店先へ1枚玄関のところへ貼っておけば大体わかるわけです。スーパーみたいに大型店になれば何枚か貼らなければわからないと状況ですけれども。したがってそういう工夫くらいはしてもよかったんじゃないかなという感じ。あるいはその商工会の地域の人たちにね、任せて共同でそれこそコピー用紙に印刷したもので、そうすればそれほど経費はかからないわけですから。やっぱり親切であれするならそこまでやって指導して欲しかった、というふうに考えています。これからというわけにはなかなかいかないでしょうけれども、やっぱりこういうものは確かにほかの場合と違いますので、派手にということはちょっと疑問がありますけれども、もっとやはりひと工夫して欲しかったなと、思っていますのでその辺だけ言っておきます。以上です。

石原健一君 私も今の商品券に関連する質問ですが、事業所とかそういうところに通達したということです。地域内には商工会や商店会やいろいろのものがあるんですけども、そういうところにやはり事前にそういうことをやるということを通知して、それをその商店街がどう生かすかというようなそのプラスアルファの部分をね、今回やらなかったのは、私本当に残念だと思うんです。

これは先ほど笠原さんがおっしゃったような部分もありますけれども、私は商人、工業も含めて直接被害がなくてもいろんな風評被害等で、商店街活動も大変この影響を受けているわけですから、こういうことで活性化を図ろうとする気持ちは私大変いいことだと。

ただそのやり方が、広報で出したとかというレベルですから、私も商店街でやっているんですが、商店街のなかでこれを聞いたのはずっと後からなんですよね。それで商店街ではじゃあこれどうしようかということで議論したんですけど、もう間に合わないの、結局私の方で文書を作って各店舗に配布して、今回は個店に対応してくれと。予算の関係もあってそれぞれステッカーを作ったりする予算的な処置ができないから対応してくれというようなことになっちゃったんですけれども。

そういう何て言うか事前のなか、やるときにプラスアルファが出るような方策を考えないと、ただ金のばら撒きになってしまうんですよね。そうするとせっかくやろうとしていることが商店街活動に繋がっていかないんで、私はそこらあたりを 今後こういうことがあるかどうかわかりませんが、そういうことを、ひとつの団体があるわけですから、そういう団体を通してそこに付加価値をつけていくような考え方。行政がただこうやれと言って押し付けるのではなくて、そういうふうな方向でこういうことをやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

市長 今までいろいろご意見いただきましてありがとうございました。が、今の石原さんのお話もそうですけども、商工会さんとはきちんと相談をしてやっているんです。現に大和の商工会では、もうチラシを出して1,500円のところ、確か1,600円ですか、そういうプレミアムを付けて、いわゆる大和の商工会のなかでその商品券使ってくださいというチラシ出しているんです。それからララも出しましたね、6の日ですか。ですから行政がそこまでみんなやるということできないです。当然相談してやっていますよ。何も教えな

いである商品券をどんと配ったなんてことじゃないんです。

それから批判の声も何件かあったでしょうけれども、まあ大変喜んでいただいている声も、私は市政懇談会のなかでは相当聞いています。課長の方へ何か9件受け取らないというのがでているそうですし、笠原議員のお話だとお2人が受け取らないとか言っていますが、これは受け取ってですね、受け取って地域のやっぱり復興のために使ってもらいたいんです。要するに自分の得にならなくたっていいじゃないですか。それで、もしお金が必要でなかったらじゃあお店屋さんに寄付していってもらったって何でもいいんです。個人・・・いわゆる復興、復興という部分が非常にあるものですから、風評被害も含めてそういうことに役立てていただきたいということです。

当初は、1度はプレミアムを付けた1万円。1万円で1万1,000円とか1万2,000円の商品券を出すかと、こういう話をしたんです。ところがこれは1万円という額になると買えない人もいます。いわゆる被災者のなかに例えば買えない人もいます。そういうことはだめだという。それでじゃあ全部一律かと、こういうことで配分委員会の方で決定いただいたわけであります。

ですからそう気持ちを曲げないでですね、素直に使ってもらって、そして地域復興に役立ててもらいたいんです。石原さん、お話申し上げておきますが、行政が勝手にみんなばら撒いたなんてことじゃないんですよ。これだけはよくひとつ承知しておいてください。全部相談してやっていますので。商工会にきちんと相談をして、それとの整合性のなかでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

石原健一君 わかります。それはわかるんですが、例えばララさんとかそういうところにはそういうもう事前に行っているわけなんですよ。ところが我々の方にはそういう話に来ていないんですよ。だからそれは行政が悪いと私は言っているわけじゃないんです。商工会が悪いんだかどこが悪いんだか知らないけれども、下の方に流れて来なかったことは事実なんですね、その話が。

だから個々でできなかったという部分があるので、市の努力は私は買っていますけれど、ただ残念なのはそういうことで私らの商店街をとってみるとそういうことでちょっと立ち遅れてしまったというのが残念だったもので、言わせていただいたのです。別に市のやり方が悪いとかそういうことを言っているわけではないんです。そういう点で、私はやっぱり事前にそういうことをやって、それをいかに活用するかということをしたかったという部分があるものですから、それだけです。

商工観光課長 今回の商工会等の件につきまして若干補足をさせていただきます。市長がおっしゃったとおり、私どももこの6,400万円をばら撒いていいなんて思っていない。本当はこれ3億円とか4億円のものにしたかったわけですが、よくよく商品券の発行を勉強していきますと、商工会がやるには供託金がいるというかたちがございまして、県の許可がいるというところで、2ヶ月もかかるという話がございました。そうしますとそれが発行が7月になったりしてだんだん遅れるということで、この趣旨の発想が速やかに交付

をして、速やかに使ってくださいと、こういうことでございます。それでそれじゃあ市がした場合だと、こういうことになりましたら、市がすると予算を設けるだけで後は許可行為も何もありませんと、こういうことになりましたので、すぐやれということになりました。

それからもう1点、商工会がやる場合には義援金の趣旨から言いまして、全市民が自由なところで使えるという発想のなかで、商工会がやりますと商工会員がある程度主体になるということです。これもなかなか先ほども言いましたけども、商工会さんの方、俺たちの会員のところだけに使わせるのであれば難儀をしてみせるが というのも結構あったんですけども、それはできませんと。そういうことになりましたら商工会は引き下がったという部分がございます、そういうこともございましたので、一応報告を申し上げます。

若井達男君 同じ問題なんです。いや、内容は違います。この券の扱いは地域振興券から始まって、商工会のとくとく券、そして今回の行政が始めたこの災害見舞金の券。残念ながらこの地域振興券、とくとく券のやってきたことが何ら生かされてない。私はそのように考えています。内容的には確かに違いますよ。見舞金で出すものと商店街の活性化ということで、とくとく券を税金を使ってやったと。これもプレミアム付けてやったと。国は国で一定の基準を設けて2万円の券を地域振興券だということでやった。内容は違いますけれど、券の取り扱いそのものに何らこの意見の成果が生かされてない。

それで聞きますが、この6,400万円という券が出されたわけですが、これは全部消化されると思いますか。それとも使わないで、換金率、いうならばそういったものはある程度、場合によればかなりの大きな金額になって、笠原喜一郎議員が言ったように2次配分、じゃない、3次配分に同じくらいのものになるかも知れない。そういうものを考えているかどうか。それがあったとしたときどのようにするか。

それとやはりいつも問題になっているのが、今ほども話が出ました大型店。これはどこが大型店と地元の小売店の線引きはどこにするのかはさておいて、そういったところの利用の割合をどのように考えておるか。これをひとつ2点についてお聞かせください。

商工観光課長 まず1点目の換金率の問題であります、確かに4万3,000枚ほど発行してございます。そういう意味から言いますと、100パーセント換金をされるというのはちょっとやっぱり想定しにくいと思っております。ただ、実際8月31日までこの換金という使用期間がございますので、今の段階でどうこう言うのはなかなか難しい部分がございますが、6月の13日時点、昨日の時点でございますが、今のところ8.4パーセントくらいの換金率になっております。約3,600枚くらい換金をされて 換金といううちのの方が振り込みの手続きをやったという部分でございますが、そういうのがございます。

それから2点目でございますが、その大型店等との問題がございますけども、今一番、現在までの3,600枚のなかで来たのは、確かに大型店舗の部分が半分くらい今ありますので、残った半分くらいがその他の商店というような、今現在の状況はそんな状況でございます。

福祉課長 換金されないで残った場合のことでございますが、それにつきましても先ほ

ど笠原議員にお答えしたように、配分委員会のなかで検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

若井達男君 換金については今ほどの福祉課長の答弁でわかりましたが、この50パーセント、ほぼ両方で大型店、地元小売店で50パーセントずつだということです。これは商工会長がある席で、観光協会の総会だったか商工会の総会だったか、6割が大型店で使われるだろうというような発言しました。全く残念なことです。それを発言するのではなくて、そのようになることを想定して知恵を絞っていく。

商工会には大型店は入っているんです。そこもいいんです。ところが会員でもいいんです。都市計画税、払っていますか。これは白地地域のなかで用途地域以外に大型店が建ってるんです。そして先ほどの市長の今日のどこかの答弁ありましたように、県知事と語る会。このときも県知事が言っていました。新潟県で数100億円の投資をされる、これはゼネコンが来て、全部使ってまた東京にもって帰る。そのときにどれだけの税金が使われて所得税を納めたかということ、80万円から100万円だと。今回もこの券もそういうことで6割、7割がそれに使われたとしたときには、都市計画税とられている、固定資産税は全部同じとしても。やはり何のためかと。見舞金だと言いながら見舞金じゃないじゃないか。名前はそうだが。

しかし、これは方法があるんです。前にも私が言ったように、この1,500円を1,000円と500円。例えば1,000円と500円に、印刷費が若干いっぱいかかっても分けることによってこの1,000円券は地元商店街ですよ、何平米以下の店しか使えないんですよ。この500円券はどこでもオールラウンドですよ。とやればこれは7割くらいが地元で落ちるんです。それを使わないで余ったら、さっきも福祉課長が言ったように、今一度配分委員会で考えるんです。どこかへまた寄付するとか。それが政治のやさしさなんです。そういうことでその辺をどのようにお考えですか。

商工観光課長 私どもの産業振興というか、商業振興の立場から言えば、おっしゃるとおりでございます。できる限りその市内のなかの商店街の方に落としたいという当然思いはございました。ですが今言ったように、お金を持っているのは私どものところではなくて、県からの指令があって、市の配分委員会があってということでございますので、そこまでのお願いがなかなかしづらかったと。

要は市内の事業所については平等の取り扱いで、それから市民につきましても平等の券を発行すると。こういう基本方針がある程度あったものですからそれに従った。それをもし私どもが拒否すればそれで商品券事業がなくなってしまいますので、それでは困るということで、商工会がしなくても、他の団体がしなくても、市の商工観光課がやりましょうと。全部やりましょう、ということでうちの方で打った計画でございますので、ご了承をお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第11号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第11号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第15、第12号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

和田英夫君 この件に関連しますのでここでちょっと質問させていただきます。私どもの産業建設委員会で、確かに農地が地震によって被害が出たところが資料として出ているわけでありまして。私も実際田打ちをして水を張ったら気がついたみたいな、地震による田の沈没、隆起が非常にその後も出ているわけでありまして。その辺を担当課長はつかんでいるのか。もちろん今まで議会に報告したこれはこれでわかるが、その他にほどほどの被害が出ているが、それをつかんでいるのか。

農林課長 市内の農地の災害についてでございます。災害査定の方についてはご報告させていただいたとおりでございますけれども、その他の小規模災害につきましては、各土地改良区さんが事業主体になって調査してもらっている、というお話をさせてもらったところです。今、6月10日現在の数値等もこちらに来ておりまして、その現在では数値、数値と言いますか、被害の面積等はおさえているということでございます。

和田英夫君 特に原因は私が見ている限り、農地に対してのいわゆる砂利取り、砂利取り地。これがやっぱりそのあの振動で非常に影響が出た。そこで土地改良区が調査をしておられるようですからそれはそれとして。砂利取りの所管は農業委員会だと思うんですが、そこで調べることは。砂利取りしたところを重点的に調べればわかるわけでありまして。行ってみればもう田植えはもちろん終わっているわけですが、全面がずっぽり埋まって稲が出ていないところと、片方はもうまだ地肌が出て、非常にひどいところがあるわけですね。この辺はやっぱり。調べておられると言うんですからいいですけど、重点的に砂利取りをされた田については、かなりきちんと農業委員会なり土地改良と連携をしながら調査をして。もちろん今年はもう田んぼに降りたわけですから、やむを得ず田植えをしている圃場も多々あるわけですが、この辺もなにがしかの指導はやっぱりすべきだと思うんです。農業委員会あるいは農林課長その辺できちんと調べるというお気持ちがあるか。

農林課長 今、和田さんの言われるとおりでございまして、今回私どもが土地改良区からあがってきたものを調査させていただいたところ、やはり砂利取りしたところが非常に多いということを実態として把握しています。ただ、全筆というのについてはまだちょっと把握しておらない部分がありますので、今後農業委員会さん等とまた砂利採取りされている業者さん等から図面等をいただくなかで、それらについての、今後の問題もありますので調査はしたいと考えております。一部は把握しているということです。

議長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第16、第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第17、第14号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。説明を求めます。

企業課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 日程第18、第15号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総合市民課長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第15号報告 専決処分した事件の承認について（平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第15号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第19、第16号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

財政課長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

駒形興一君 いろいろ目的があって、公共用地を取得しておく目的で公社がありまして、その経過によって今のその財産といいますかがあるわけでございます。いわゆるこうした時代背景のなかで、なかなか思うように売却ができないということは重々承知であります。しかし最大の努力を払って、俗に言うその塩漬けにならないようにひとつぜひ販売についての促進を図っていただきたいと思えます。

ひとつ気になることは、この支払い利息であります。かなり安めの利率とはなっておりますが、かなり幅が大きいわけです。この利率についてのその内容、これをひとつご説明をお願いしたいと思います。

財政課長 利率につきましては、17ページをご覧いただきたいと思えます。17ページの方に短期、それから18ページの方に長期ということでそれぞれ借入金の利率等の一覧表がございますのでこちらでご覧いただきたいと思えます。借入日がそれぞれによって違いますので、償還日が来た時点で見積り等をとって安いところにまた借り換えていくというようなやり方で今やっております。安いのは、最近借り換えたのは安いというところでございます。

金融機関の動きもあります。信金の中央金庫でございますが、これにつきましては信用金庫の中央団体ということでかなり安くなっていますので、そこらが今後中心になって行きます。ただ、信金さんも最近資金需要がどうなるのか、ちょっと見積り合わせを辞退させてくれなんていう連絡が入っているようなところもございましてどうなるかわかりませんが、それぞれ毎にまた起債償還日に合わせて書き換えをしていくというところでございます。

駒形興一君 それですと、この北越銀行の部分については、これは借入れ日が来ると



新たに見積りをとって、借り換えをするということで理解してよろしいですかね。

財政課長 はい。そういうことでございます。ただ北越銀行さん、それから農協さん等いろいろありますので、ただ単に何て言いますかそういう遠いところで安いという・・・利率がほとんど似通っていたらやっぱり地元優先というようなことでの借り換えになっていますので、そういうことをご理解願います。

議 長 ほかに。

岡村雅夫君 今ほど塩漬けというような言い方をされておりましたが、目的があって取得したと。私はほとんど目的がわからないものがあるんですけども。基本的にこういう

今見込みがあるところが幾つか教えていただきましたけれども 売却していくと、持っていることによって負担が増えると。ですからもう手放すというような考え方なのか。ある程度簿価割れは、用地費という方ですか 支払い利息とかそっちの方はまあまあ負担として、その用地費、要するに買い取り価格と申しますか、それくらいにしても売れるか売れないかというような状況なのか。その辺はどの程度で考えていらっしゃるのでしょうか。不動産屋にお願いしたとか、公募したとかという話なんですけれども。その考え方のなかでこれはもうなくしていくという、なくする方法、それはどこまでが許容範囲だかというあたりはどうとらえていますか。

財政課長 総文の報告のなかでもありましたが、簿価を割っておりますと一般会計で何らかのかたちで補填はしないと売れないというような事情がございます。一般会計もこうして厳しい状況でございますので、その辺が非常に何て言いますか問題のところ、かなり叩き値で売り出せばそれは買い手もありますが、その部分はお互いが負担しなければならない、それもなかなかできません。

そういうことで個々の団地毎にそれぞれ公示価格がありまして、路線価もありますし、それからそれぞれの評価額もありますし、それぞれ視点が違いましてばらばらの単価になりますけれども、その辺を参考にしながら調整をして、あるいは実例があればその辺のところも参考にしながら、個々の団地毎に値段の方も設定していきたいということでございます。ところによっては取得原価を割らなければとても買い手がないというようなところもございませぬので、それはケースバイケースでひとつまた買い手の方で応募があった時点で、いろいろ交渉していきながら判断をさせていただきたいと、こう思っております。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議 長 日程第20、第17号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

笠原幹夫君 コシヒカリの紙の問題ですけれども、17年度の事業計画収支予算書を見ても具体的には出て来ないんです。ただ、この目的のなかで「(2)地域の資源の活用による特産品の開発及び事業化、郷土食文化の再生と創作活動(しゃくなげ精進懐石の研究推進)」。この部分に当てはまるのかなという、後は当てはまるどころがどうもないという感じです。

そして事業計画を見ても、「(4)の地域の資源と特性を有効に活用し、」となっておりますのでこれに当てはめれば当てはまるかと思えますけども、その次に「山菜、山野草、茸等の直売や、」というふうに書いてあるとどうもこの前文もおかしな感じになるし。

予算書の方を見ても、全くそれがあまり出て来ないんですね。既に市は500万円ですか、補助金を出すことにしてあるわけですし、今回の産業建設委員会の委員会報告を見ても、それぞれこのしゃくなげ湖畔の開発公社が事業主体になってやるんだということをはっきりと書いてあるわけです。それにしても書類上全く出て来ない。これはどういうことなのか。もししくじったとき困るからなるべく表に出さないようにしたのか。何かあるのか。その辺ちょっと説明してください。

商工観光課長 特に他意があってということではございませんが、内容につきまして私どもが全部事前に目を通したということではございません。そんなことでこういう表現になっておりますが、今のところコシヒカリの関係につきましては、地元の研究会の準備会を発足をさせたところでございまして、6月末で大体その関係をする皆さん方のメンバーが揃うのかなということでございます。

後は、今までは大手の製紙会社と、静岡県というか向こうの方の大昭和製紙というところと交渉しておったわけですが、なかなかやはり会社が大き過ぎまして、うちの方との協議が整わないということで、今のところ新潟県内の北越製紙さんと、事業提携の話を進めているところでございます。県の方からも前にちょっと話したかもしれませんが、新しい起業支援ということで約200万円ほどの補助金が付きまして、これは今の補正に間に合いませんでしたので、9月の方で県の補助金の補正をさせていただくという内容でありますので、大変申しわけございませんが、その程度のことでご勘弁いただきたいと思えます。

笠原幹夫君 話としてはわかりましたけど。しかし一般的にやっぱり新規事業をやる、新規事業をやる、市も今まで全くあれないところに500万円という、団体の事業の補助としては破格のものを1回目に出すわけですから。私どもはそれなりにきちんとした計画に基づいてというふうに思っているわけです。

ところが全くそういうことが見えないような事業計画書や予算書を見せて理解をしてくれと言われても、なかなか理解に苦しむんですが、なぜこういうふうになったのか。それは時点差があって、緊急の間とかあるいは製紙会社との話し合いとかそういうのがきちんと決まらなければという。それはわかりますけれども、しかし予算書やあれは自分たちのあれですから。もう補助金の額も決まっているわけですから。きちんとどこかに明示をされるはずだと思んですが、これはどういうことですかね。ちょっと非常に心配ですね、そういう点では。どうかもう1回答弁してください。

商工観光課長　　今ほどちょっとおっしゃいましたが、まだ公社の方でこれを完璧にとるという、ちょっと部分に入っておりません。私どもである程度、北越製紙さんとの協議が整って、もう心配いらぬという状況になった時点で、しゃくなげ湖畔の開発公社の方の補正予算対応のなかでこれを組み込めればというふうに考えておったところでございます。そんなところでなんとかお願いしたいと思いますが。

笠原幹夫君　　しかしこれは当初予算で市は決めてるんですよね。それが今間に合わないというか、この次の補正予算で対応するのだなんていうのは。今財政が厳しいので必要なものもみんな削って、市長査定とかそういうのでみんな落とすわけですから。そういうときにそういう予算対応というのはちょっとおかしいんじゃないか。市長、ひとつちょっとその辺の経緯を聞かせてください。

市　　長　　経緯というか、これは飾一さんですか、飾一さんとの話のなかで、いわゆる市の特産品を開発しようじゃないかと、紙の部分でですね。そのコシヒカリ、全国に名の知れたコシヒカリのワラを紙にを使って、これを売り出したらどうだと。特に震災直後でありましたので、地域もこれだけ頑張ってるんだという、そういうキャンペーンにというかキャンペーンじゃなくて　　そういう地域の気持ちを全国に発信するにも非常にいいときじゃないかということで、そういう話があったんです。

それでこれはでき得れば、市でどなたか事業者を見つけて、やりたい　　やりたいと言いますか、やりたい人からやってもらう方が一番いいかと。最初は市に話が来たものですから、とてもなかなか市でそういう事業を直営ということにはいかない。じゃあ例えば個人的な部分とか、現在その事業をやっている皆さんにこれをじゃあ話をしたとしても、例えば公募でもすればそれでいいんでしょうけれど、なかなかそういう時間対応もない。そういうなかで、しゃくなげ湖畔開発公社の定款を見ましたら、そういう事業もやれるという定款の内容になっていたものですから、これはじゃあ今年は、今年はというか、この事業そのものはしゃくなげ湖畔開発公社でやってもらうようにしようじゃないかということで話をしたわけです。

それでしゃくなげ湖畔の方もそれはそれでやりましょうと。ただ、前々から話してありますように、その製品化するについて、当初は今課長が触れましたように、大昭和製紙がそのターゲットだったんですけれども、なかなか図体がでかくて500万円前後のことになかなか動いてくれない。ということで北越製紙ですか。北越製紙でなくて仲立ちする人。先般、試供品的なものを持って来たんです。それを見ましたら、ワラはなかなかこうかたちを残さないで全部細かく粉碎をして、そして紙のなかに入れるという技術ですね。それが細かい部分とちょっと大まかな部分。それからこれとはまた違いますけど、お茶がらをやっぱり紙に使うという、香りもお茶の匂いがして、色も緑っぽいというか非常にいい。そういうことを全部開発やっているものですから、ではここでいきましょうということで、今ようやく、その見本が今度はそこからできて来る段階なんです。

ですから開発公社そのもの、しゃくなげ湖畔の方は、このなかに予算としてまだ上げ得ないと言いますか。かたちができていて、それからさっきの委員長報告にありましたように、

じゃあどういふ紙を作って、どうして売るかということになって、ようやくしゃなげ湖畔の方にそれを渡して、そして販売活動をやらしてもらおうということになるものですから、もうちょっと時間としてはお貸しをいただきたいということです。

確かに私どもの方はもう3月のところで予算化しましたけれども、そういう部分でちょっとずつこう、まだ製品そのものができ上がって来ないものから、まだ開発公社の方へやれないという部分があります。そこまではこちらの方でやってやらないとなかなか今の開発公社の人員のなかでは動けもしませんし、人脈もないということでもあります。

そういう状況でありますので、ひとつご了解いただきたいと思います。見本ができてくれればまた議会の方へも当然見ていただいて、おお、いいのができるな、というふうになるかどうかわかりませんが、そういうかたちをとりたいと思っております。そう遅くないに、大体基本的なことはできて来る予定でありますのでよろしく願いいたします。

笠原喜一郎君　　今、市長から説明ありましたけども、そういう内容のことを今、前者の方は質問したのではないと思うんです。一般会計から、この湖畔に500万円の補助金を出していたわけです。けれどもこの予算書のなかでは上がって来ないということが問題なんです。しかも先ほどの午前中の産業建設委員長の報告のなかで、委員会にはここで南魚沼の計画表のなかで商品販売額130万円、補助金と併せて630万円。そして支出も630万円載っているわけです。

このことを3月の昨年の事業計画報告書を見れば、3月の二十何日に理事会で決定をして、予算や何かも事業計画も載っているわけですから。載っていないがなぜここに載って来ないかということなんです。500万円はどこに行っているんですか。一般会計からそのコシヒカリ紙の補助事業、補助金として500万円を出すわけでしょう。そしたらここにやっぱり載るわけじゃないんですか。そのことがやはり・・・(「まだ支出していない」の声あり)支出するしないじゃない、予算書なんだから。そのことなんです。

市　　長　　今、そういうことじゃないとおっしゃいますが、そういう事情が今出ているものから、これから事業化がまだできていないわけです。今その前段を市の方できちんとやりながら、事業化ができる段階になってこっちに渡さなければならぬものから、そういうことだと言うんです。

ですからそれは私どもの方は3月の予算をいただいて、公社の方の対応が整えばいつでも補助金は出せるという状況になっていきますけども、まだ公社の方の対応のところまでいっていないということなんです。それが公社の方の何か3月というのは、何のお話でしょうか。公社の方が3月に何か。(「予算や事業計画の予算の承認をしたという理事会が開かれているわけですから、」の声あり)いやいや、事業化が目途が立ってから、受け入れてもらうということです。そうしない前に金をやってしまって事業がだめになったらそれはどうしようもありませんから。そこまで私たちも慎重にやらせていただきますけれど、そういうことあります。公社の方の理事会だかどうかというのはちょっと私はわからないんですが。

商工観光課長　　理事会の関係につきまして、私が全部は出ていない　私も役員ではご

ございませんので、オブザーバーみたいなかたちで伺っているケースがありますので、ちょっと今その部分、どんなものが議題になったかということだけは、確認をしてまた報告申し上げます。

笠原喜一郎君 核は別の会計に補助金として出すときに、こちらで500万円仮に出せば、向こうはそれをある程度見越して予算を組んでいくんじゃないんですか。だからこの17年度予算書を見たなかで、町の補助金が500万円というのが入っていないわけです。入っていない予算書をここに出して、さあどうぞ、というふうに言われても、これはやはりちょっと情報的に、資料的に不備ではないですかということです。もう1回お願いします。

商工観光課長 普通のルールから言うと多分そうなるのがあれだかも知れませんが、先ほど言いましたように、公社の方がその予算をどんと盛ってやれるというところまでまだ詰めていないということで、予算にはございますがまだ執行の手続きの留保であるというように思っていただけだと思います。

普通であればうちの方が予算化すれば、相手の方もある程度それに準じて数値部分があるかと思えます。ただ、実際全部が全部そうじゃなくて、市の方が予算化をしてあるけれども、受け入れ団体の方がそれを半分くらいあげるとか、いや全部やれるとかというような部分があるかと思えます。そういうことも絶対ないということじゃないと思えますので、少しその辺もちょっと斟酌いただければと思えますが。今回は特殊なケースでございますので。申しわけございません。

種村俊夫君 初めてですので、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。この次の八海山の方もそうなんですが、理事、評議委員とかいろいろ出て来ているんですけども、その方々がどなたがなっているのか全然わからないんです。理事長の方々もわからないし、あとこういう財団法人という組織で、たぶん営利団体ではないかと思うんですけども、そのときのそういう方々の、理事会だと理事長さん、評議委員、方々の責任の所在とか、そういうものはどういうことでこういう運営されているのか。その辺をお伺いしたいんですけど。

商工観光課長 れっきとした財団法人でございますので、定款もございますし、それから役員の配置もございます。ただ、今私がここに、今までと同じような状態でございますので、特にその辺が不足をしまして大変申しわけございませんでした。旧大和町の議員さん方もおいででございますので、今回の議会中に定款の関係と役員の関係については配布をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。(「責任の所在は。運営に関する責任の所在。」の声あり)当然、理事長でございます。理事長は長さんという方がやっております。長勝建設の会長さんでしょうか、がやられております。

岩野 松君 今のまた逆戻りしますけれども、紙のコシヒカリ紙なんです。先ほどの産建の委員会のなかでは随分細かく説明があったように聞いています。しかしここには出ていないんですけども、私もちょっと不思議に思うのは、その間に今、市長からも答弁があったように、飾一が提案したというか。そしてそれに対してこの市としての特産品ができればいいという思いで補助金をつくったと。それが、どこが受けてくれるかな、と言っている

いろいろ見たらこのしゃくなげ公社らしいという言い方で理解はできるんです。が、もともと飾一というのは六日町に土着の企業ではなくて、それは東京なり向こうにある企業です。その飾一の、市の方に持って来たのは、どういう方がどういうかたちで持って来たかというのをまず、あれでしたらお聞かせください。

市長 社長の岩宮さんです。この発端はあの方が女性の起業者で、大変有名な方でありましてあちこちで講演活動もやってらっしゃる。六日町の工業クラブの講演、商工会での講演等で2度ほど私もお目にかかりました。非常にある意味では意気投合いたしまして、私ども横浜の本社までも1回行ってまいりました。とにかくやっぱり地域で活力を出そう、元気になろうと、こういうことであります。何の他意もありませんで、南魚沼市のためになることなら何でもやりますと、そういうことあります。竹治郎さんの製品を全部、公認をして、全国販売している会社でもまた有名であります。岩宮社長さん本人でございます。

岩野 松君 じゃあ社長自らのアイデアでということだそうで、それとこれが本当に特産品として利用されるといいなというふうに私は思っています。そういうなかで今度は先ほどの産建のなかでは、天空米のワラを使うと。それは付加価値を付ける意味だということなんです。あれは塩沢が今では合併する予定ですからあれですけども、塩沢町のそれこそ何て言うんですか、関山にあるリフトの会社のアイデアだというふうに私は直接そこから聞いていますけれども。そういうのと提携ができて、無農薬のそういうかたちでしたワラを使うことによって、その紙に付加価値を付けるという意味合いだろうと思います。

何かその後の、いろいろな手漉きや何かでいろいろ紙を作るというのが見えてこないし、今のところはまだ北越製紙がどうするかという話になっているということなんですけれども。結局しゃくなげ公社でなくても、もしどこか受けるのがあれば、他でもよかったのかなというイメージを私は受けているんですけど。今の段階ではそういうことはないんだろうと思いますが、ちょっとこう異質だなという思いがあります。もう少し詳しくお聞かせください。

市長 今、おっしゃったとおりですね、これを例えば自分でやってみようという方、時間的にももっと余裕があってやってみようという方があれば、それは別に私どもはどうでもしゃくなげ公社にとういうことではありません。ただ、これはやっぱり市、私どもがある程度提唱しているわけですから、補助金も出そうということですので、何て言いますか、あまりこう、鼻から営利だけという部分であっては非常にまずいだろうと。それから例えばじゃあ複数で出て来た場合に、どちらに任せるかということもありますし。本来は市のこの体制のなかでやれば一番いいんですけども、それがちょっとやれないということのなかで、準公共的な部分であります、しゃくなげ湖畔開発公社の定款にこういう部分もやれるということがありましたので、しゃくなげ公社からこれはひとつやっていただこうと。そしてできることなら地域に広めていただいて、特産品開発で雇用の促進、そういう面にも役立ってもらいたい。

ひいては、もうひとつはしゃくなげ湖畔が非常に経営状況が厳しいわけありますので、

市からも相当補助も出ています。これらの改善にこのことがまたひとつでも役立てばいいだろうと、そういう思いからしゃくなげ湖畔開発公社に、この事業を委ねたというところであります。

天空米のワラにつきましては、今おっしゃったように、天空米であろうが、あとほかに名前が付いているのがちょっとありませんけれども、どこのワラだっていわゆるこの魚沼産のコシヒカリのワラであれば別にどうこうないんです。ただ、今はほとんどがコンバインでみんな細かくしてしまうものですから、そういうものでなくて、ハゼに掛けたワラとか、そういうものがあれば一番いいということのなかから、あそこにあるじゃないかという程度のことだと思います。別にリフト会社がこれに絡んでいるとかなんてことは、ないそうでありますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君　　じゃああれですね。岩宮さんの、飾一さん社長のアイディアであって、竹治郎はこのことには直接関与していないというふうに考えていいわけですね。

市　　長　　全く関与しておりません。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議　　長　　異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議　　長　　休憩をします。3時15分、再開をします。

(午後2時58分)

議　　長　　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時15分)

議　　長　　日程第21、第18号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

社会教育課長　(説明を行なう。)

議　　長　　質疑を行ないます。

種村俊夫君　　若干教えていただきたいんですが、補助金が700万円当初予算でその次500万円、それで1,200万円かかっています、そして17年度も700万円の市からの補助金です。例年どのようにして、昨年はその500万円増えた理由は何だったのか教えていただきたい。

もう1点、財産目録のところにも前渡金、南雲福司さん土地代300万円と、前払費用というのが入っているこの項目の意味です。

あともうひとつ負債のところにも短期借入、南雲浩三他600万円という個人からの借り入れがあると思うんですが、これはどういう経緯なのか。これも財団法人ですね。それでどうやってこういう個人のところから短期借入れという、どういう運営の方法をやっているのか若干教えていただきたいと思います。

社会教育課長　　まず1点目の500万円の増額でございます。これは今年といたしますか

17年度も富岡秀さんという富岡画伯の息子さんが寄付いたしました、このときも富岡画伯の息子さんの富岡秀さんの寄付によりましてトンネルで補助金として出しているというものでございます。

それから財産目録の中の前渡金の土地代、それから前払費用というかたちでございますが、これは聞くところによりますと、あそこの建物の土地は借りておりまして、その辺の関係で売買等々の関係の話がありまして、以前に前渡しをしておいた金額だということを知っております。

それから負債の方の部にいきまして南雲浩三他の短期借入金これが600万円でございますが、当座の運転資金という形の中で、南雲さんという方、ここの館長でございますけれども一時的に白の世界のトミオカホワイト美術館の方で借りたという内容でございます。

種村俊夫君 前渡金の土地代をもう1回はっきりと教えていただきたい。経緯がちょっと私にはわかりませんので。財産目録とか決算書にこういうのがきちんと個人の名前まで載ってきて、何で前渡金と前払費用と2つになっているのか。土地代がどうなってこの300万円があるのかということと、館長さんが「他」となっているのが館長さんだけではないんでしょうけども、600万円、個人的にポンと出しているのは。利率はどうしたのか知りませんが、財団法人なんてところに、かってに個人のお金をちょっと足りなかったんでじゃあ入れておくか、というような短期借入れとかそういうのをやっているんですかね。こういう公的なもので営利を目的としない財団法人等がこういうことでもいいのかどうなのか、運営上ですね。その辺の考え方はどうなんでしょうか。市長にもお伺いしたい。

市長 土地の前渡金ですか、これにつきましては当初あそこにトミオカホワイト美術館を建設しよう、そして白の世界文化村を建設しようという際に、今は亡くなりましたけれども八海醸造の先代社長の南雲和雄さん、この方が相当な寄付8,000万円以上だと思うんですけども、寄付をしていただいて進んできたわけです。そのときに土地をとにかくあそこを買うということで約束をして前渡金をその寄付分のお金の中から出していたわけです。ところが結局いろいろ調べましたら福司さんですか、南雲福司さんだと思うんです。その人の名義でありますので、それを売却をしてしまうと年金が止まるという問題が生じました。そういうなかでちょっと話がいろいろになりまして、じゃあそれはとにかくある程度先送りにしようじゃないかということになっていたらしいんです。それで前渡金は前渡金としてその中にきちんとして出しておこうという流れなんです。いまだまだ売却は行なわれておりません。ですのでこれはいずれやはり買わなければならないわけです。買わしてもらいたいわけですけども、いよいよだめであればその前渡金はお返しいただくということになるかと思っております。

もうひとつ、南雲浩三さん他となっております。私はちょっと存じておりませんが南雲浩三さんが館長をずっとやってまいりました。そのなかで時々例えば給料の支払い等に現金が不足したとか、そういう時にある意味でちょっと意識的にそういうことがいいと思ってやったんだとは思いますが、立替え、立替えをやっていた部分がちょっと重なってきたとい



うことで、今回きちんと出していただいて。

そして先ほど話しに出ました富岡秀さんの1,500万円。この件につきましては、今基本財産が3,500万円あります。この財団法人に。それで借入金で4,400万円あるわけです。そのほかに600万円ですので5,000万円。基本財産の3,500万円と富岡さんが寄付をいただく1,500万円、これを足すと5,000万円になるわけです。富岡さんも自分のお父さんの件で、こういうことがずっとこうなっていて非常に苦しい状態だということがわかっていらっしゃるようで、とにかくそれらの部分を。基本財産は一応会社にしようということになればその部分はそっくり返せるわけですので、残る1,500万円を私どもで調達をして、あれやこれや他の人に迷惑をかけたくないという意味から、今回1,500万円をご寄贈いただいたわけであります。

まだ財団を解散するなんていうことではありませんけども、そうなった時でも大丈夫なようにそのお金を寄付しておく。こういういろいろ経緯がございましてあれですが、そんな流れでありますのでご理解いただきたいと思います。

種村俊夫君 この前渡金につきましては、そうすると個人の収入というか年金が貰えることを守るためにこういう手立てをやるということですよ。そうするとこういう公的なところがそういうことをしているのかどうかという問題、倫理上の問題も出てくるんじゃないかと思うんです。それでこれは何年来、最初からずっとやっているわけですよ。これはやはり早急に、その方が例えば年金をその間にどのくらい貰ったかどうかはわかりませんが、それ相応のそういうことだったのであれば、これは早急に私は返すべきではないかなというふうに思います。

それとその短期借入です。短期借入といいながら、収益が出なかったので自分の貰う分を貸したことにしておくというよいことでしたんですけど、600万円といえば大変な金額ですので、個人の場合は。富岡さんのご息がそういうことで寄付したということであれば、これは早急に返して。やはりこういう公的な建物というかそういう運営法人のなかで、こういう形というのは私は好まない。他の方はどうかわかりませんが私は好みません。ですからこの点については早急に解決していただきたいと思いますがどうですか。

市長 前段の前渡金につきましては、結局財団の方としてはすぐに売ってくれということです。ずっと話は進めてきましたが、結局話がある意味若干こじれて、そのまま進まないでいるということであります。これからすぐでは買収の目途がたつかと申しますと、まだちょっと立ちません。ですのでそうであればこの300万円はお返しをいただくということをごきちんとしていかなければなりません。

もうひとつ後段のほうですけれども、おっしゃったようにそういう部分はきちんときれいにしなければなりませんので、富岡秀さんもそういうことをご承知の上で1,500万円という多額の寄付をいただきましたので。これが文化村の方に入った時点で、個人からの借入分は早急に解消するように、また財団の方に話をしなければならぬと思っております。よろしく願いをいたします。

議長 ほか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第22、第51号議案 南魚沼市交通安全の確保に関する条例の一改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

環境課長補佐 (提案理由の説明を行なう。)

議長 質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第51号議案 南魚沼市交通安全の確保に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第51号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第52号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 (提案理由の説明を行なう。)

議長 質疑を行ないます。

中俣 誠君 事業計画に基づいてという説明がありましたのできちんと確認をしておきたいと思います。この地域は何年越しで合併がいい、いや農集がいいということで議論がされてきました。私は基本的に環境を整備するには、やはり公共であり農集でありそういうきちんとしたもので整備していくのが正しいやり方で、多少の経費の違いで環境を売ってはならない。だから農集が正しいというふうに私個人は思っております。そういうなかで村をあげて地域をあげて、ここは一番最後でいいから外してくれと。こういうものが前町長時代から井口町長の時代にまで引きずって決定をされて南魚沼市になったわけです。

私らはそのときに自分たちのところは6期地区。下水道の本管が通る地域を言うと宇津野とか、そういう場所は本管が真下を通っていながら6期の、まだ何十年かかるかわからない。そういう地域があるにもかかわらず、入れようというところが、俺ら方は一番最後でいいんだから止めてくれと、こういうことをしたわけです。これは大和町地区は別として、旧六日

町地区で人よりも早く入ったということは私は感情的に許せない、というのが一般町民の考えだと思います。全部とはいませんが、ほとんどの方が聞けばそういうと思います。

そういうなかで地域を今なぜ指定するのか。指定をするということになると、ここでもし新築をしようとかいうようなときに、家も地域指定されているのだから、俺ら家のところだけしてくれないかとか、そういう話が必ず出てくると思うんです。そうすると将来的に市長さんがかかわらず、皆さんがかかわらないでいればいいですけども、トップがかわり、議員がかわり、担当がかわってくればそうだなということになりかねない。だからここで議事録として、旧六日町地区でこの地区が一番遅いんだということをここで明確に答弁をいただきたいと思います。

企業課長 この地区につきまして、私もいろいろ集落との懇談会の中の議事録等を見させていただきまして、なかなか私個人としても浄化槽でなくて農集だとかそういう集合処理が一番いいだろうという考え方を持っています。が、今まで先ほど言いましたが平成12年から平成14年頃までにいろいろこう議論をしたなかで、最終的に六日町としてこの地区については、五十沢東部から外して浄化槽にするんだということを引継ぎの中で伺っています。そうしたなかで私も先ほど申し上げましたが、整備については一番最後の方の、ということで聞いております。そうしたなかでこの市町村整備事業の浄化槽については、平成20年度を完成という目標を今現在もっております。そうしたなかで進めておるわけです。

そういうことのなかでこの畔地地区等のこの除外したところについては、当然平成20年というふうな形で考えてはおります。ただ今現在この地区で、計画は630戸ぐらい、全体の、あるんですが、今回畔地地区で72戸ぐらいですか、それが増えるということで当然700戸ぐらいになるということでございます。

そうしたなかで今まで平成12年からやってきたなかで、やっと300戸が終わったところがでてきたということで、当然まだ半分以上残っているということのなかで、この17、18、19、20と4年間で300戸できるかということになりますと、数的にいくと100軒近くやらないと終わらないという状況でございます。ですのでその辺についての今の完成目標年度20年度については、今後私どもは県の方との協議のなかでちょっと延伸をしていかなければならないかなというふうな考え方を持っております。そういうことでこの地区については、当然今の計画では20年以降といいますが、そういう形のなかで進めていくということで考えております。

中俣 誠君 それじゃだめなんですよ。計画が20年でしょ。じゃあ公共の6期地区は、完成が何年ですか。どっちが早くなるんですか。それは公共も同じことですよ。計画より今、進んでいないでここまできてずれ込んでいるんですから。さっき言った庄之又から宇津野、青木、あの辺の人達は本管が通っていて、それで一番最後になるわけですよ。私らのところは本管が一番先賛成したのに、なんで一番最後になるんだというのでね、これから皆さん選挙運動に周ると必ず言われるんですよ、ここに居る人たちは。私らの地区も第6期地区です。ドーナツ的にやっていくから一番田舎の欠ノ上、川窪、君帰というところは一番最

後だと。それは言われているんですけども決めた時点から。それよりも最後なんです。そこをきちんと確認させてください。

市長 なかなか感情的な部分がありまして、考え方はこういうことですよ。この事業をやるが為に、今言った6期地区とかそういうところが、計画より遅れたとかそれは絶対許せないことであります。先ほど課長の方から話がありましたが今、大和地域が22年、六日町地域が25年に下水道が全て完了するということが、大体おおむねやれるだろうと。100パーセントとは言いませんがそういう方向が出ました。これは約束していたことですから。

そういうなかで事業の部分がみんな違うわけですから、じゃあ例えば、今ってその畔地地区というところが、その事業を使えば22年にやれるとします。じゃあ中俣さんのところは25年まで待ってもらわなければだめだということのなかで、その3年待ってて後でするなんてことはそれはできません。それが為に皆さんのところが遅れるということであれば、これはちゃんとそうしなければなりませんけども。それはちょっと中俣さん、私どもの立場としては。それは一番その事業のなかでは遅くなります、という話はしてあります。間違いなく、おいでいただいた時に。ですからこのことによって他のことが阻害されるのであればそれはちゃんとやりますが、阻害もされないし計画どおり行くということであれば、それはやっぱりやるということが行政の努めです。

中俣 誠君 予め議事録を調べてありませんので定かのことは言えませんが、答弁の中で私が記憶しているのは、六日町中で一番最後でいいから組替えてくれるということで、市長が当時町長時代に集落まで出向いて、最終決定したというような記憶が私はあるんですよ。だから事業は、それは農集であろうがどっちであろうが阻害されますよ。そっちに金が先行くということは、南魚沼市の井は決まっているわけですから、他の所は早くなりますよ、その金を使わなければ。事業の補助金やもろもろは来ますけれども。

市長 私が畔地に出向いたことはございません。別にそういうことはありませんが畔地の皆さんからおいでいただいて、そういうことをしていれば一番最後になるがそれでもいいんですかと、それでもいいという話はしてあります。

それからさっきから触れていますように、このことによって、これをやることによって他の事業が影響を受けて遅くなるようであればそれは当然遅くします。はっきり言っています私も。それはおわかりですか。わかっていますか、言っている事が。井でなくて例えばこの今の戸別浄化槽をやることによって、皆さんのところが遅くなるのであれば、それはだから遅くしますとはっきり言っている。それ以上何を求めますか。

何にも障害がないのに5年待ってるなんてことはできないということですが、例えば。障害が出ればその後に送りますということですが。ご理解いただけましたか。わからない、どういえば良いか。

下水道予算が年間1億円なら1億円あるわけですよ。そのなかで進めていくわけですが、畔地とその今、原、日の出の一部が、いわゆる公共下水や農集でなくて戸別浄化槽事業でや

ると。やることによって下水道予算のなかで皆さんのところに回る部分が少なくなって、皆さんのところが遅れるなんて、そんなことはだからできません。そうなれば一番最後にさせてもらいます、ということを行っているわけです。全体枠の中でと言っているじゃないですか。全体枠の中でそのことによって支障が出るようなことは絶対にしません。それでよろしいでしょうかね。

どうでも23年頃されるのに25年まで待ってろなんてことは言われないう事です。支障がなければやりますよ。支障が出れば一番最後になる、そういうふうに私は申し上げてきたつもりであります。

上村一郎君　ここで喋らなければ一丁前になるのだかと思うんですけども、畔地という地名が出てきましたので。ちょっと中候議員の質問、課長の答弁等々、私は間違いがあると思ってちょっと正してみます。というのは、我々も農集がいかなるものか。国の補助が九十何パーセントある、それはそれでいいんですけども、国、県、町を考えた時に農集というのは今全般的に考えてみまして、とても大きな予算が必要だ。県も承知をしております。

そんな中で当初は農集ということで五十沢地域全体、城内地域全体これは計画を組まれました。しかしながら時代の流れと共に合併浄化槽といういいものが出てきました。先ほど中候議員さんは、これは地球の環境を考えると如何かというような主旨の内容がありましたけれども、厚生省関係、当時の厚生省関係ではそういうことは一言も言っておりません。逆に農集よりもいいんだというような内容の喋りをしておられます。

そこで、今の市長の前に町長をやってらっしゃいました当時の小宮山町長の時代でございますけれども、県の方で、今までは農集で城内、五十沢は流れてきているんだから、急に今止められても困るんだと。合併がいいのは承知しているんだという内容の話がございまして、では五十沢地区で一箇所、城内西部地区で一箇所、これだけは農集でやっていただけないかというような逆の話なんです。

そこで、畔地という地区と原の一部とか日の出の一部は加わっていませんでしたけれども、県に出向きまして相談しましたら、内容はよく承知をしているし、そうなら地元のいいようにいいですよということでありましたので、そういうふうの流れが変わったということでございます。ここで議論とか反発をしようという考えではありませんけれども。

それで井口市長さっき答弁がありました、畔地には出向いておりません。しかし、そういうことで変更になるなら一番後になるよ、という話ははっきり伺っております、区として。それで差し支えありませんよということになっておりますので。

議場でなんか畔地、畔地、畔地は悪者みたいな感じですので、そんな内容ではなかったはずですよ、国、県、地元、町を考えると合併浄化槽の方がいいんだよと、得なんだよ、ということでそれに切り替えたわけですので。

それから地域的な差もございまして。ものすごく畔地というのは県道から下の部分が多いわけです、下がっている部分が。全部ポンプアップをしないと上がってこないというような内容もありましたりで、そんな内容ですので執行部の皆さんも議員の皆さんも、間違った理解

でなくて正しいご理解をいただきたい。そんなことでちょっと立たせていただきました。以上。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと求めます。よって質疑を終ります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第52号議案 南魚沼市浄化槽市町村整備推進事業に係る戸別浄化槽条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第53号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

保健課長 (提案理由の説明を行なう。)

議長 質疑を行ないます。

和田英夫君 市長の行政報告、施政方針の中にも地域の医療体制を整備充実強化ということで、私はある一面は評価しているわけですが、現実にはおそらく今までの大和訪問看護ステーションから、エリアとしては大和地域と魚沼市地域、そしてあの当時いわゆる六日町地域にも大和のステーションからそれぞれの手足を伸ばしていたわけです。塩沢はこれわかりますけど。したがってこの市長の行政報告の資料の中にも、訪問看護事業が16年度、15年度、要は実績が減っているんですね。そういった中でここでいわゆる城内病院にステーションを開設するという事は、もちろん運営は大和の訪問看護と一体的にやるという説明ですからそれはわかるんですが、内容的にかなり医療関係あるいは介護関係で件数が伸びるという見方をしているのか。さっき言ったように大和から手足を伸ばしてきています、六日町に。しかし城内病院を開設する事で、実績がかなり伸びるという見方をしているのか。特に実績は伸びないが地域の皆さんの医療介護の利便性を高めるために、ここに開設するのだと。こういうのかその辺をちょっと担当課長にちょっとお聞きします。

保健課長 今ほどの件でございますが、城内病院の院長先生も非常に、リハビリ等を中心といたしまして在宅を熱心に進めようということでございます。私どもといたしましては、当然市民の皆さんの利便性の向上というものももちろんあるわけですが、実績の向上というものも期待しておるところでございます。以上です。

和田英夫君 そこで城内病院の院長の話が出たわけでありまして。つまりさっきも言ったように、ひとつのエリアの中で、今までは大和病院のひとつの医師の指針・指導があって看護師さんがいろいろ医療活動に出ているわけです。それが部分的に今度は城内病院に移るということになると、一面はいいんです、市長さん。つまりそうすると経営的には城内病

院はこうすることでプラス要因が増えてくるわけですが、大和訪問看護ステーションという立場、あるいは病院という立場からいうと 私はそれに反対と言う意味じゃありませんよ 大和病院の経営的には、マイナスの要因になるという認識をお持ちか。その辺を伺いたい。

市長 この構想は、実は訪問看護ステーションの職員の方から、あるいは4月だったでしょうか、朝礼 朝礼でなくて向こうは夕方でしたけれども、その中で、私も斎藤先生もいらっしゃるその中で話が出まして、斎藤先生がこれはやはり検討しなければならぬ、ということから始まってぱたぱたこうなったわけです。そのときはですね、やはり塩沢にありますね、塩沢の中之島にある。それで大和にあって、中間の六日町にやっぱり看護ステーションがある方がより利便性も高まるし、地域の皆さんにも何と申しますかサービス向上の提供が期待できる。

そういうことの構想から始まったように伺っておりまして、これをやることによって大和病院の方の経営的に、若干の例えば支障が出るとか収益が下がるとかということには、私はならないような気がしますが、保健課長だか病院の事務長だかその辺はどう考えているかちょっとわかりませんが、要は、これは大和地区の大和病院の方から出た話です。

大和病院事務長 今のご質問の中で訪問看護のステーションが城内地区にできるということで、大和病院の経営がどうかという意味では、大和病院事態の経営についてはそう影響はないと思っております。むしろ城内病院は病院として、病院の訪問看護、医療で行っていますのでそれが訪問看護に置き換わると、市のレベルでは同じことなんですけれども病院会計としては訪問看護分が落ちて訪問介護ステーションの方と入れかわるという関係が出てまいります。その影響の方は大和病院よりはむしろ城内病院の方が大きいというふうに認識しております。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第53号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第53号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第54号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総合市民課長 （提案理由の説明を行なう。）

議長 質疑を行ないます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第54号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第54号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第55号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 55号議案について説明を申し上げます前に皆さん方にご報告を申し上げてご理解をいただきたいと思っております。

3月の定例議会、一般会計予算の審議の際に牛木議員からご指摘をいただきました廃棄物減量等推進審議会。これは合併時点で条例を廃止しておったわけでありましてけれどもそのことに気づかずに、4款3項2目に報酬として13万5,000円、旅費として7万3,000円を計上しておるといふそういう間違いがあったわけでありまして。このことにつきまして当時私も、議会の皆さん方にきちんと内容を精査して処分すべきところは処分をして皆さんにまたご報告申し上げご理解をいただきたい、ということで今日までまいりました。それぞれ検討させていただいた結果、助役を訓告処分、担当課長を注意処分ということで処分をさせていただいたところであります。今後かかる事のないように私も一層督励をしながら、職員の執務執行について注意を払ってまいりますが、今回はこういうことでありまして本当に申しわけございませんでした。心からお詫びを申し上げて処分の内容を皆様方からご了解をいただきたいようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

この後の予算内容につきましては、担当課長が説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

財政課長 （説明を行なう。）

議長 質疑を行ないます。

笠原幹夫君 2～3点お願いします。まず、28ページ観光施設の整備事業の関係ですけれども、五日町スキー場と浦佐スキー場がスキー場としてはあがっているんですが、災害の対象にならないというような話で、復旧事業の事業としては対象にならないというようなことで大変な状況だと心配していたわけなんです。例えば五日町スキー場の場合この600万円というのはどんな工事を想定しているのか。これである程度大丈夫だというふうに考えてい



いのか。なかなか内容を見ると大変な状況ですのでこれについてお聞かせ願いたいし、同時に浦佐スキー場についても概要の説明をお願いしたいと思います。

それから一番最後、38ページですけれども小規模農地災害復旧補助金ということで300万円上がっているわけです。先ほどもちょっとそういう話題が出たんですけれども、大和郷の地域ではたまたま九日町のカントリーの周辺ですか、あの辺で非常に見た目でもはっきりわかるような被害状況があって、そういうことで取り組みも非常に早かったわけですが、私どもの地域では見た目ではそれほどわからなかったといいますが、しかし水を張って代掻きを試みたら大変だという状況がかなり出てきて、しかしその時点ではもうオペレーターも機械もちょっと手が打てなかったと。みんなよそへ使われていたという状況のなかで、具体的には個人個人が代掻き、ハローで泥を引っ張っていくというようなやり方で対応したということですが。相当私ども土地改良区の役員のところに入ってきた情報では、私の地域の村だけでも12～13人、筆数にして25筆くらいありましたか。そういう状況なんですね。

これはご承知のように補助金の対照にはならないということになると、全部個人負担ということになると相当かかるというふうに考えてここまで来たので、秋収穫後にひとつもう1回相談をしてみようということになった。そのうちの大半はやはり丘砂利を採取した田んぼと。という状況なんですけど丘砂利はずっと前に取ったわけですから、今さらなんか言っちゃって瑕疵担保の期間なんてのはもう過ぎているわけです。まして地震の災害だからなかなか業者だって、それはうちの方で責任持ちますなんて言っこないわけですので、大変な状況ですが。ここにある300万円というのはどういう範囲で押さえてこういう数字を出しているのか。この内容について、またその後追加があれば対応するということなのかどうか。その辺についてまずお聞かせ願いたい。以上です。

商工観光課長　それでは最初の方の五日町のスキー場と浦佐のスキー場の復旧工法の関係でございます。私は技術屋ではございませんのでごく詳細はなかなかわかりませんが、私どもに提出をいただいております復旧計画でございます。まず五日町の方でございますけれども膨大な量がずれております。それから中には水も貯まっているということでございますので、今考えているのは、崩れている方に松丸太の長いものをかなり細かい間隔でまず杭を打ちまして、それからそれに伴って水抜きをかなり作るということ。それが終わった後で浦佐側というかちょっと大和側の方に小高いまだ山がございますが、その山の土砂を大型のブルで今のその窪んだというか陥没した方に土砂を運び込むというような形で復旧をやりたいと。それとその後でリフトの高圧線がやっぱりちょっと傷んでいるということで、その部分を直すというふうに伺っているところであります。

それから浦佐の方につきましては、スキー場自体とすればいいのかなというのがあるんですが、上のほうに施設がございまして上がる途中で管理用道路がかなり陥没をしております。そういうことで市道の陥没をした方からジャ籠でかなり段数を積んで、まず土留めをかけましてそれからもう一回その管理道路の復旧をすれば、これは舗装になりますけれども。

そういう内容というふうに伺っております。以上です。

農林課長　それでは小規模災害の方についてお答えさせていただきます。今回300万円という形で追加補正をお願いしているわけですが、先ほどちょっと和田議員の質問でお答えさせてもらったとおりですけども、6月10日現在でうちの方で土地改良区さんを通してまとめた数字があるわけですが、笠原議員さんのところは中央土地改良区でしょうか。それで私の手元にある資料のなかには中央土地改良区からは、被害報告が今現在はきていないという状況でございます。来ている被害といたしましては五城土地改良区が約21筆、1.8町歩、大和郷から後山、藪神、今町新田、柳古、水尾等含めまして約220筆、約30丁歩という数字がきております。この数字を基にうちの方で今回の300万円を計画したわけですが、約事業費で2,600万円という事業費になっております。

後山等に災害復旧の説明会で伺ったときに、ぜひ25パーセント程度の助成をしていただけないかというような強い要望等がありましたので、2,600万円の25パーセントということで市が500万円、大和郷土地改良区から150万円出していただくということで今補正をお願いしているところでございます。が、笠原議員がおっしゃるように私どもの方にも最近といいますか、先ほど言われましたように何とか田植えをしたがなかなか平らに水が張れないと。それで秋口になったら直したいというような方が非常に多く出ているというようなことです。

土地改良区の方では再度この中越地震の復興基金の二次審査といいますかでなるんじゃないかということから、再度総代さんを動員いたしまして調査したいというようなことで、今、文書等を作っているということでございますので、できるだけ漏れのないように、また公平を保つ為にも漏れのないようにしていきたいというふうなことでございます。

笠原幹夫君　まずスキー場の災害復旧の件ですけども、松丸太はどのくらいのを打つかわかりませんが、ちょっと見ると相当長いのを打たないともたないんじゃないかと心配をする。ただ実際ボーリングしたとかそういうあれを見ていませんので、どの程度が本当に地山に入ってもつのかというのが心配なわけですけども。それにしてもただ松丸太ぐらいでいいのかなあということがありますが、それは皆さんが調査した上でそれでなんとか行けるだろうという判断を下したんだから、それでやっていくということでしょうけれども。ひとつ十分注意してもらって始めた途中でみんな抜けていったなんてことのないようにしてもらいたいんです。

それともうひとつはこれは2分の1ですね、市が出すのは。後は地元というか関連する受益者ということになると思うんですが、それの方は間違いなくオクケーになっているんでしょうね。浦佐スキー場は私どもはわかりませんが、五日町スキー場は金がないスキー場観光協会ですので、とてもとても300万円というのは大変な数字になるわけですので、それも実は心配をしています。当時はこういう経営形態でもあるので地域のあれに訴えて、少しずつ募って原資を作ろうじゃないかなんて話もあったのでね、そんな話があるいは株主総会等を緊急に開いてやるのかなと思ったけれども、あんまりそういう話もないみたいなんです。

で金があるんだろうと思っていますけれども、その点もひとつ適切な指導を市としてはして欲しいというふうに考えています。この工事発注は当然今年に間に合わせるつもりでしょうから、近々発注なり何なりするということですね。そういうことでひとつお願いをしたいと思います。

それから田んぼの復旧のことですけれども、そうするとこれから秋収穫時、収穫した後にということでは待っている人もいると思うんです、実際は。それに対応するというので、もうお前方、遅くなったからだめだなんて言わないでひとつ対応して欲しいというふうに思っています。

それからこれについては、きちんと改良区を窓口にしてやるというふうな方針なんですか。それともそういう申請があったところをちょこちょこっとやるのだと、対応するのだというようなことなのか。私どもは役員の中では、一応地元の受益者に聞いたんです。聞いてくれという改良区から話があって。そうしたら、今はオペレーターも居ないしだめだと、こういう話になっちゃったんです。そして今見たら、他のところはこういうふうに対応するということなので、あれちょっとおかしいなという感じがしたのでこういう聞き方をするんですが。これは間違いなくやるということだけ確認できれば、また対応したいと思しますので、それでいいわけですね。

農林課長 先ほど話したとおりでございますが、特に後山地区においてはほとんど全筆被災してしまっただと。これは秋の段階ではそれほどでもなかったですが、4月27日過ぎに山に入って、土地改良区と調査したという段階でほとんど被害があったということで、秋直さなければだめだということになりましたので、他の地区の圃場についても土地改良区が事業主体でございます。したがって土地改良区が圃場を見に行き、こういうようなやり方でした方がいいんじゃないかというようなアドバイス等を受けたなかで、市の方にまた話があるということになりますので土地改良区を通していただきたい。

中沢俊一君 16ページです。借金のことについて伺いますが、財政健全化債、これが地域再生事業債が該当から外れたということでこっちに借り替えたというふうに聞きました。再生事業債そのものが交付税措置がゼロのわけですからあまり有利な借金ではないと。これからまた健全化債に移るについては、かなりまた財政計画を組みなおしたなかでやらなければならないという話を聞きましたけれども、今のところはどんな形で健全化を考えていますか。その点だけ聞かせてください。

財政課長 財政健全化債につきましては地域再生債と同じように交付税措置はございません。それからこの財政計画でございますが、これは市長の方から4月でございますか、プロジェクトの作業チームといいますか企画、財政、総務それから塩沢の方からということで4～5人で、今作業メンバーを選定しまして作業に入っております。これはまだきちんと具体的にどこまでといことではないんですが、市長のほうでどういう判断ができるか、その判断ができるような資料を作るという段階でございます。これは3月の借入れ時までにはきちんと作らなければなりません、もうちょっと時間がありますのでそういうことで準備作業

に入っているという状況でございます。

中沢俊一君　私は30歳の時に既に8,000万円近い負債を抱えていまして、本当に借金という事についてはかなり難儀をした覚えがあります。だから余計聞くわけですが。総文の報告にもありましたけれども、塩沢が5億円、新市が5億円、来年度の不足が見込まれると。仮に財政健全化債ですよね、まあ不調になることはないと思うけれども本当に厳しい状態にあるわけですから。私どもこれを早く出してもらわないと、おちおち秋の選挙に落選もできませんよ。だから今そのプロジェクトチームができているのであれば、少なくとも次の議会ぐらいまでにはまとめて、しっかりとした計画を我々に提示して欲しいと思っていますがどうでしょうか。

財政課長　そういういろいろの事情もありませんかと思いますが、県の方の認可というかそれも受けなければなりませんので、県の方といろいろと協議をしながら詰めて行きたいと思っています。極力早めに作るように努力はしたいと思いますが、選挙までにどうしてもというようなことは私のほうで確約はできませんのでお許しいただきたいと思っています。

樋口和人君　3点ほどお聞きしたいんですけども。まず18ページの広報公聴費ということで先ほどホームページの機具ですとか、ソフトの部分ということでしたけれども1,700万円ぐらいでしょうか。私、今見ていて非常にいいホームページができていますし、見るのに何の支障も私自身はないんですけども。これをこのお金をかけて機器、あるいはソフトを整備することによって今よりどのくらい良くなっていくのか。その辺をちょっと詳しく教えていただきたいと思っています。

もう一点22ページの上町保育園の施設の件ですけれども、これは公設民営のようなことをちょっとおっしゃったような気がしたんですが、その辺のことをちょっとお聞かせいただきたい。

それから24ページ的环境衛生費ですか。これが後で条例が出てくるというようなお話だったんですが、先に予算を決めちゃって後から条例が出てくるというのは、どうもちょっとおかしい話のような気がします。その辺はそれでいいのでしょうか。その3点をお願いします。

議長　お諮りいたします。第55議案の審議が終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第55号議案の審議が終了するまで時間延長します。

答弁願います。

市長　一点だけ私がお答えしてあと2点はまた担当課からお答えをして・・・2つ答えます。

2番目の上町の保育園、これは公設民営でいこうということで、私どもの方は一応意思決定をしております。ですので設計作業に入りますと、ある意味では民営化する際に受託をいただく該当者がそれに出てくるわけですので、そういう皆さん方からもご意見を伺わなければならんかもわかりませんし、いや複数あるのでその方々の意見は伺わないということにな

るのか、ちょっとわかりませんが、そういうことで公設民営でやらせていただこうというふうに思っておりますのでお願いいたします。

この環境衛生一般経費。これについては、問題は特にございません。ございませんのでよろしくお願いいたします。

最初の方は担当課長からお願いいたします。

企画情報課長 ホームページの作成の関係でご質問がありましたので答弁をさせていただきます。ご承知のように現在のホームページは、確かに非常に情報もかなり厚く出していると思えますけども、現在作成しているのがいわゆる合併当時の個人的なもので、個人の努力でここまでやってきたわけです。ところがこういった情勢のなかでございまして、住民が高速ネットワーク等を使いながら、これからこれを利用していくということは非常に1つの問題もあります。それからデータを担当課の方で、お知らせのところに入力するわけなんですけれども、これも現在広報委員会等を各課から選出していただきまして、それらにデータをいただいたなかで担当課、企画情報課の方で個人入力しているわけなんです。そうするとデータをかなり集めてそれをリアルにするというのは、なかなか時間的に1人か2人ではきついというようなこともあります。これを合併を契機といたしまして、この機械機器の整備をいたしまして先ほど言いました広報委員会、各課に担当をそれぞれ設けましてそれらの方が直接入力ができるような形をさせといただく。それを最後にはセキュリティの問題もありますので企画情報課の方で一括まとめますけれども、そういったシステムを構築していきたいということでございます。

それから現在ホームページはかなり進歩していますので、これらにつきましても障害を持つ方とかいろいろありますのでそういった方がホームページに速やかに入れるというような形の、バリアフリーというような感じ、ホームページのバリアフリーという考え方をもっていますのでそういった整備をさせていただくために、今回合併、復興の交付金等を使いまして整備をさせていただきたいという内容でございまして、よろしくお願ひしたいということです。これからなかなか1人でこういったものをしていくと、時間的、超勤等の関係もありますし、なかなかこういった仕事量が煩雑になってきておりますので、そういった意味で各担当課からご協力いただきたいという内容でございましてよろしくお願ひします。

樋口和人君 ホームページの件については、ぜひまた内容の充実というふうでお願いをしたいと思います。新市建設計画なんかで地域情報ネットワークの構築というようなこともありますが、ぜひまたその辺のことも考えた中で、いい方向に進めていただければというふうに考えます。

それと上町保育園の件ですけれども、今までだいたい公設民営という公の方が建物を建てて、それで受託者、していただく方を決めるという方法もあるんでしょうけれども、最近受託する方を決めておいて、その方にある程度使いやすいような設計といいますか建物の部分を考えてもらう、というようなところまで・・・何といいますか、あるものを使えというのではなくて、使いやすいものまで支度をして使ってもらうというような方法も出ているよ

うです。その辺を今の形を一步進めるといいますか、そういう方向へいけるような考えがあるのかどうか。またぜひそうしていただければいいなというふうに思っていますが、その辺もう1点お願いします。

市長 前といいますが、めぐみ野保育園はそうやったんですね。もう受託者というか、ひとつしかなかったというようななかで非常に豪華な製品を取り揃えたようでありませけれども、そういう形にはやりたくないと思います。やっぱり私どもも自分たちの方で、これを作ったからさあ使えということにはしません。いろいろ検討委員会のなかで第三者的な方や、父兄の代表の方とかできればそういう部分に詳しい大学の教授なんかも検討委員に入れたらどうかと、いろいろ担当課長と話ししているところですが。その受託する、該当する皆さん方は複数ないと全くだめだと思うんです。ちょうど塩沢町とも合併しますし、複数、確か3法人ぐらいになるのかもわかりませんが。そういう皆さんを個々に入れますと全くそれぞれの考え方が違うわけですので、それはやはり入れない方がいいんだろうなという考え方ですけども。ある意味で行政ばかりでなくて、そういうことに造詣の深い専門の方をやっぱり建設委員といいますが、その中に加えて、そして設計士さんときちんと協議していつてもらいたいというふうに考えています。受託者たる方をそこに入れるということにはしないでいこう、という考え方でありますのでよろしくお願いたします。

岩野 松君 1～2点ちょっとお伺いします。駅通りの商店街のことなんですけれども。最近少し、シャッター街だと言われたのがぼつぼつシャッターが取れてきていい傾向だな思っているんですけども、最近そこは飲食店が増えてきていまして朝の5時までやっているという店も現れてきています。そういうなかで非常にいつまでも騒音があるとか、それから落書きが非常に多いということなんかもちらほら聞こえてきています。それは市もずいぶん知っておられるとは思いますが、そういう中から先日テレビでMDMAですか合成麻薬が増えてきているというのがありまして、駅通りというんですか、西側と東側の通路になっているとことの掃除している方から非常に疲みたいいな唾を吐いたのがあってということがありました。そういう意味でのことで、そういうのが増えているとか麻薬が入っているということがキャッチできているかどうか、お聞かせ願いたいのが1つです。

それともう一つは駅の通路がありますね。こんどは反対に地下道の通路の中が、やはり夜通る時は非常に怖いという声があります。真中に警報機みたいなのがついているんですけども、それはどういう形でどこに通じるのかお聞かせください。

市長 合成麻薬という話は私どものところには届いておりませんが、もしあるとすれば警察の方は内定をしているのかもわかりませんが、今のところ私どもの方にはそれは届いておりません。

地下道の緊急というかその装置はどうなっているのか都市計画課長、わかっただらお願いします。

都市計画課長 六日町駅の地下道ですけども、人間が押す非常ボタン式の警報装置がございます。それは警備会社に通じています。

志太喜恵子君 時間外になって皆さんからやらなければいいがなと言われるかもしれませんが。私は教育部門の22ページで・・・教育部門でなかった、放課後児童。学童保育なんです、その学童保育の人数が変わったとかという報告もありましたが、何人になってどういうふうの補助が出るのか。500万円という補正がありますが、これは1つのところに500万円出るのか、どこにどういうふうに出るのかお聞かせ願いたいと思います。

学童保育については非常に苦労しましたし、三用保育園じゃなくて三用の活性化センターでやっている太陽クラブでも非常にそのことに一生懸命になっております。そこに指導員が付けるようになるのかどうか聞いてみたいと思います。私の管轄外のところに口出しをするんですけれども、私はこの学童保育というのは非常に大切なことであるという観点からお聞かせ願いたいと思います。

それから同じ22ページに家族介護の交流会の予算が削られているんですが、これは毎年家族が介護をして疲れたのを癒したり、また新しい介護の仕方を教えたりということで非常に好評を得ている会だと思っておりますが、もう必要がないというふうなお考えでこういうふうに削られたのでしょうか。

それから26ページの修学旅行の体験何とかという補助助成が削られております。50万円削られているかな。なぜそうなったのかそこらあたりも聞いてみたいと思います。

それから34ページの教育奨学金が奨学助成ですか、これが60万円削られておりますがこれはどうしてこういうふうに補正で削られたのか。

それから30ページの市道改良のところは5,600万円削られているということは、どこを市道を改良しなくなったのでしょうか。お伺いいたします。以上です。

保育課長 それでは私の方から順番にお答えをさせていただきます。まず学童保育の関係で委託料が500万円ほどの補正の歳出増という内容でございます。この大きな要因となりましたのは、実は学童保育の関係につきましては17年度、今年度から初めて協議会で運営をしていくという方式と、市の直営でやる方式と2通りであるというのは予算のところでお話してきたところですが、今回の委託料のところに関わる関係では、5つの学童保育、単位クラブの協議会の運営に係る全体の経費の増額でございます。当初1,600人程の学童延べ児童数だろうというふうに予算の段階では見積もっておったわけでございますが、いざ正式に登録を受けた段階では約1,900人ということで、約280人程年間延べで増えているというのがまず第1点の要因でございます。

それからもう一点は協議会方式によって雇用の安定というような意味合いから、社会保険等々に参加するというようなことで、当初は私どもの考え方でしたら主任指導員の方だけでいいだろうというふうなことで予算構成をしておったところですが、その事業所、協議会全体が指定を受けると、全ての指導員が加入しなければならないという社会保険事務所の指導がありまして、その部分が大きく増えたという内容が大きな要因でございます。

併せまして当初五日町学童クラブと大巻学童クラブ。当初、私どもは一つの場所で合併をして運営をしていきたいということで計画をしていたところでございますが、残念ながら

今の年度ではそれぞれ独立をしてやって行きたいという、保護者の強い意向がありまして、その分逆にいいますと補助金が若干増えたということも大きな要因でありまして、歳出の方につながったというのが大きな要因でございます。以上でございます。

福祉課長　それでは22ページの家族介護者交流事業の委託の関係でございますが、これは平成16年度までは社会福祉協議会の方に委託をしておりました。17年度につきましてはもう少し経費を節減してなるべく経費のかからないようにということで、16年度まではだいたい45万円くらいかけて旅館の方でやっていたんですが、17年度についてはそういったことで公共施設等を利用してやろうということで18万円の予算をお願いしたわけです。さらに今回、社会福祉協議会の委託ということではなくて、市の在介センター等を中心に直営でやろうというふうなことで、委託料の方から上の方に消耗品費ということで同じ18万円を上げさせていただいてありますが、それを使って同じような内容でやりたいと。ただ16年度やっていた旅館等じゃなくて、公共施設を使って経費節減をしながらより効果を発揮していただきたいというふうに考えております。

農林課長　26ページの修学旅行の事業費がマイナス75万円ということでございますが、これにつきましては補助事業から交付金化されたということで、事業名が変わりましてそれから1、2、3行ほど下がったところに、強い農業づくり推進事業補助金というのがありますが、その中に75万円が組み込まれているということでございます。

学校教育課長　34ページの大学奨学金の60万円の減の関係でありますけれども、これにつきましては毎年大学生10名、短大専門学校5名という形で奨学金をやっているわけです。この60万円の減につきましては4年生大学の方で、3年生になる方が中途退学するということでの減であります。1ヶ月5万円で年間60万円といったことでの減となっております。

建設課長　30ページの市道改良費の減のことでございますけれども、これは浦佐黒土新田線の歩道設置事業でございますが、予算説明であったように補助事業から交付金事業に振り変わったということで、その下に6,148万5000円というのが載っていますが、そっくりその分が載っているということでございます。市道改良工事費につきましては、32ページの上段に5,400万円程載っています。そっくりその分が載っているということでご理解いただきたいと思っております。

志太喜恵子君　学童保育の事は全般的なお答えをいただきましたが、太陽クラブに指導員が付くか付かないかというお返事がなかったようですが、いかがでございましょうか。

それから家族交流事業なんですけど、予算のない中ですることですからだんだんそうになっていく形態はしょうがないかなと思いますけれども、家族に対して感謝の意というかそういうものがきちんと町でも表せるような方式をとりながらやっていただきたいな、と希望しております。

それから道の方はそれで私は結構でございます。

この教育の補助金ですが、これは今のところやめた人があるからそれで棒引きにしたとい



うことなのですが、また来年は新しくそういうことができるのか、もうこれでおしまいにしてしまうのか。そこらあたりも聞いてみたいと思います。

保育課長 太陽クラブの関係のお尋ねでしたけれども、太陽クラブにつきましては今年、17年度につきましては、保護者が主体となった運営でありまして、市の補助金の交付クラブには今のところなっておりません。任意での運営ということでございまして、必ず指導員が付くか付かないかというようなことについては、今のところ確かあそこの管理人さんが一生懸命やっただいて運営しているんだろうというようなことで承知をしております。

学校教育課長 奨学金の話でありますけれども、来年度の話はまだちょっと言えませんが、この奨学金制度につきましては平成14年から六日町でやってきたわけですが、毎年先ほども言いましたように大学で10人、短大専修で5名ということで継続しております。来年の話はちょっとまだできません。

福祉課長 経費はかなり節減させていただいておりますが、家族の交流だとか相談するなかでリフレッシュして帰っていただけるようなそういった内容を考えておりますので、そういうことで趣旨は伝わっているものだというふうに考えております。以上でございます。

志太喜恵子君 太陽クラブのことについてお伺いしますが、どこかに13名というふうに記帳してあるのを私は見つけたんですが、そこに加わっている児童が。私は10人から県の補助金が出るというふう聞いておりますので、その県の補助金が出ればちゃんと指導員が指導できることになっておりますので、それは私も経験上わかりますがその方はどうですか。

保育課長 大変失礼いたしました。太陽クラブにつきましては登録の人数が、当初スタートの段階でどうしても基準である10人以上というのが確保できなかったというようなことも踏まえまして、今年1年間は市の方の単独の補助で運営をしていながら、280日フルに登録が10人以上ないといけないという部分がありますので、非常に厳しい部分で補助申請をしていった場合に、なかなか補助が通らないというケースも過去にありました。そのところは慎重に対応をしながら、幸いいい場所をお貸しいただいておりますので、市の方の単独補助で今年1年立ち上げてやっていただきたい、というようなことで申し上げたのであります。議員言われるように補助対象なれば、指導員等もついてやっていくクラブになるはずでございますので、来年以降に頑張りたいということをお願いをしているところでございます。以上です。

片桐貞夫君 34ページの学校関係で2つほど聞かせてもらいます。

1点目は学校の安全管理整備事業ということのなかで、小学校が300万円くらいですか中学校が100万円くらい。これはわたしの憶測では、おそらく3月議会に防犯問題等が相当多く出たんでそれらに対する安全、防犯体制の備品みたいなものにかかる金かなあと、憶測はしていたんですが。いくつかの学校で、さす股装具が備品として付いたという話も聞いていますので、そう自分勝手に考えていますが。あるいはこの関連で学校の施設整備みたいなところにもこの金が使われているのか。この辺について1点。

もう1点は、学校の給食センターが大和、六日町いずれも給食センター方式なわけですが、それでも760万円ぐらいの修繕費が出ていますが、それは単なる修繕ということなのか。それとも何か機械器具などを入れ替えみたいなのがあって額が張ったのかなあとそんな気もするんですが、その点について2点だけお聞きします。

学校教育課長 第1点目の34ページの学校安全管理整備事業であります。こっちは小学校でありますけれども中学校も同様であります。この消耗品の61万8,000円につきましては、さす股を考えております。各学校に少なくとも6本以上を整備するという内容ですし、そのほか腕章につきましては各学校に20枚を配りたいといったのが消耗品の内容であります。

それから各学校修繕工事費であります。245万円が小学校。中学校もありますけれども、これにつきましては各学校につきまして出入り口を一箇所等に決めさせていただきまして、その出入り口につきましてはモニター付きのインターホンを設置。それから教務室からのリモートでオートロックされると、そういった設備を考えております。

それから36ページの給食センター方式の事業費修繕料76万5,000円です。これについては消毒したコンテナを乾燥して消毒するというそういう機器がありますが、この機器につきまして最新式といいますか改良式な形のものに入れ替えたいという、そういうふうな内容であります。これは6年ほど前にできた装置でありまして、今までですとコンテナというのは手で拭いて、そして自然乾燥といったことでやっていたんです。この機器が6年前に六日町の方に入りますと、機械的に熱風で乾かすといった最新の機械だったそうですけれども、ちょっと不備が、不備といいますか修繕がしづらいと。それから腐食がしやすい鉄管を使っていると、そういったことから改良型が出てきまして、修繕のしやすいそしてパイプが腐食しづらいと。そういった一気に入れ替えたいということでの760万円の修繕費であります。

片桐貞夫君 給食センターはわかりましたが、市長にお聞きしますけれども。今ほど課長の方から答弁があったわけですが、学校の安全管理の関係です。一応今とあえず必要と思われる備品類の整備をすると、こういうことだろうと理解をしますが、これで終わりなのか。私はまだこれから動いていく中で必要の度合いによっては、また備品類などの拡大も図らなければならないかなという気もしますが。この点について予算の関係もありますから引き続きこの安全対策のこの事業の整備というのはしていくんだと、こういうことになるのか。この点だけ考えを聞かせてください。

市長 当然の事ながらこれで十分であればこれであれですし、まだ不十分のところがあって安全管理に手抜きがあるとか、そういう部分が浮上してくれば、それはそれなりに対応させていただこうと思っています。今回もこの件については満額回答でありまして、学校の子供の安全管理については、十分意を払いたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長 簡潔にお願いします。

大久保栄一君 1点だけお聞かせ願います。25ページから26ページにかけての6款の農林水産業費のなかの農業費、さらに26ページの節の15工事請負費でございます。この問題について先ほど財政課長は、南魚沼広域有機センター建設事業について、鉄骨の高騰であったというようにちらっと漏らしたかなと思っているんですけども。これが構造上の鉄骨の高騰、私もわかります。しかしながら入札の時点で、いろいろ単価を入れるわけですけども、それが施工段階でどんどん上がっていったというなかで、何パーセントぐらい上がった時、約款のなかで単価の補正ができるものか。何パーセントとかははっきりお聞かせ願わなくてもいいんですけども、そういうことがいろいろ今度は、最近是人件費は下がる、他の材料は全部下がっております。しかしながら鉄骨については私も経験がありますけれども、どんどん上がっています。そういうことで鉄骨を買うには金が足らなくなったと、しかしながら契約の段階ではこうだったということで、早く契約をして早く発注していただければ、その鉄骨についてはこの補正は必要なかったのではなかろうかと。私はそういう気持ちでありますし、また発注者側としてある程度強い姿勢でもって臨んでも良かったかなと思っておりますけども。この点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

財政課長 何パーセント高騰すればその辺の設計への反映ができるか、ちょっと私ども設計屋でなくてちょっとわかりませんが、ただ1点おっしゃったもうちょっと早く入札すればこの予算は要らないのではないかということなんですが、これは補助事業でございます、国の方から補助決定がないと発注できません。今もまだ発注できる状況ではございませんが、ただ当初予算に計上したこれは16年度の12月時点で予算編成をしますので、かなり時間差がありまして、その時点で当初予算の額を決めて、そして今やっとな設計を組んでいる段階でございます、そういうような状況のなかで鋼材がかなり上がっているというようなことで今回補正をさせていただきました。よろしくお願います。

議長 5番議員、あなたの立場で質問する内容としては好ましくないと思います。

大久保栄一君 大変きついお叱りを受けたわけでございますけども、請負約款の中でそれなりのことができるということは謳ってあると思うんです。そういう中で地震の前の仕事である、あるいは地震よりずっと前の仕事である、というようなことで私どもは、この鉄骨の高騰についてそれだけの予算補正かなと。金額にして894万円という大変な額でございます。その辺で予算訂正があったかなという気もしておりますし、この詳細については今議長からいろいろと言われましたので、これ以上申し上げることはないんですけども。しかしながら今後もこういうことがあれば、対応をしていただけるとということなんですけれども、この辺をひとつ聞かせてください。

農林課長 大久保さんの質問に答えますが、この事業につきましては今年第2期工事というようにして保管庫を作ります。昨年度から事業的には継続していますが、発注的なものは別ですので、これから国の方から決定通知が来次第、6月末ごろになるかと思っておりますけれども発注したいと。当初予算の時にその分を見込んでいなかったものですから、今回は補正をお願いするというものでございますのでよろしくお願います。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決します。第55議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第55号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は6月20日午前9時30分当議事場にて開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後5時27分)